

相馬市国土強靱化地域計画

令和7年4月

相 馬 市

【目次】

第1章 計画策定の趣旨・位置づけ

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 地域特性と自然災害リスク

- 1 相馬市の地域特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 相馬市における主な自然災害リスク・・・・・・・・・・・・ 6

第3章 基本的な考え方

- 1 計画策定の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 0
- 2 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 0
- 3 事前に備えるべき目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 0
- 4 強靱化を推進する上での基本的な方針・・・・・・・・・・・・ 1 1
- 5 想定する災害(リスク)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1
- 6 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の設定・・・・ 1 2
- 7 施策分野の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4

第4章 脆弱性評価と推進方針

- 目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ・・・・・・・・ 1 6
- 目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・
避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ・・・・ 3 5
- 目標3 必要不可欠な行政機能は確保する・・・・・・・・・・・・ 4 6
- 目標4 経済活動を機能不全に陥らせない・・・・・・・・・・・・ 5 1
- 目標5 情報通信報サービス・電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通
ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる・・ 5 8
- 目標6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する・ 6 1

第5章 計画の推進

- 1 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 4
- 2 進捗管理及び見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 4

巻末資料

- 巻末資料1 施策分野ごとの強靱化施策・・・・・・・・・・・・ 6 5

第1章 計画策定の趣旨・位置づけ

1 計画策定の趣旨

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波による災害（以下「東日本大震災」という。）は、多くの人的被害及び建物被害に加え、道路などの基幹的な交通基盤の分断、港湾施設の壊滅的被害など、産業・交通・生活基盤において、市内全域に甚大な被害をもたらした。

また、令和元年10月12日の台風19号（以下「令和元年東日本台風」という。）及び10月25日の大雨は、記録的大雨により、宇多川や小泉川などの二級河川の氾濫、都市部の内水氾濫を引き起こし、市内の広範にわたり住宅地や農地等の浸水被害、橋梁の流出等の甚大な被害をもたらした。宇多川の氾濫によって、上水道や工業用水道の導水管が流出し、9日間に渡り市内の多くの地域が断水するなど、市民生活に深刻な被害を与えた。その後も、令和3年及び令和4年に相次いで発生した福島県沖地震では、多くの建物被害が発生し、市民は被災家屋を再建あるいは解体する必要にせまられた。

我が国は地理的及び自然的な特性から、これまで幾度も大規模自然災害等に襲われ、近年、大地震や大型台風、記録的集中豪雨等により、全国各地で甚大な被害が発生している。

国においては、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策の総合的、計画的な実施によって大規模自然災害等に備えることを目的として、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が制定され、国は、平成26年6月に基本法第10条の規定に基づく国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）を策定し、国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するための枠組みが整備された。（変更 平成30年12月14日、令和5年7月28日閣議決定）

福島県においても、平成30年1月に基本法第13条に基づく「福島県国土強靱化地域計画」（以下「県計画」という。）を策定し、令和元年東日本台風等の検証等を踏まえ、県計画の見直し、福島県の防災・減災、国土強靱化のさらなる加速化・深化を図っている。

本市は、相馬市総合計画「相馬市マスタープラン2017」で、目標とすべきまちの将来像として「たくましく。地域、暮らしをともに創り、誇りをもてる相馬市へ」を掲げ、「震災から復興した新たな相馬づくり」、「着実な社会資本の整備と計画的な維持管理によるまちづくり」などを施策の主要テーマとし、東日本大震災からの復興や、災害に強いまちづくりを推進しているが、自然災害の激甚化・頻発化に伴い、強靱な地域づくりをより強力かつ計画的に推進していく必要がある。

これらの状況を踏まえ、本市においても、国土強靱化の趣旨の下、様々な自然災害から人命を守ることを最優先に、地域・経済社会が致命的な被害を負わず迅速に回復できる強靱なまちづくりを目指して、「相馬市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策

定し、国・県と連携しながら、国土強靱化に資する取り組みを計画的に進めていく。

2 計画の位置付け

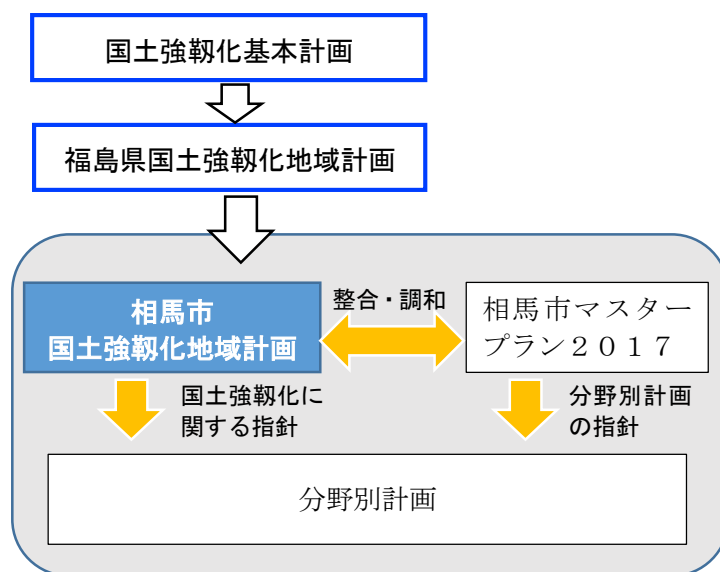
本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定するものであり、市の最上位計画である相馬市総合計画「相馬市マスタープラン2017」、相馬市防災計画等との整合を図りつつ、「強靱な地域づくり」という観点において各種計画等の指針となるものである。

(1) 国の基本計画・県計画と本市との関係

本計画は、基本法第14条に基づき、国の基本計画と調和を図りつつ、県計画との調和も保つ必要があります。

本計画による強靱化施策は、県計画に記載されている個別施策との調整を図りつつ、地域の強靱化の効果的な推進を図る必要があります。

本計画は、総合計画や個別計画との調和関係を保つものです。



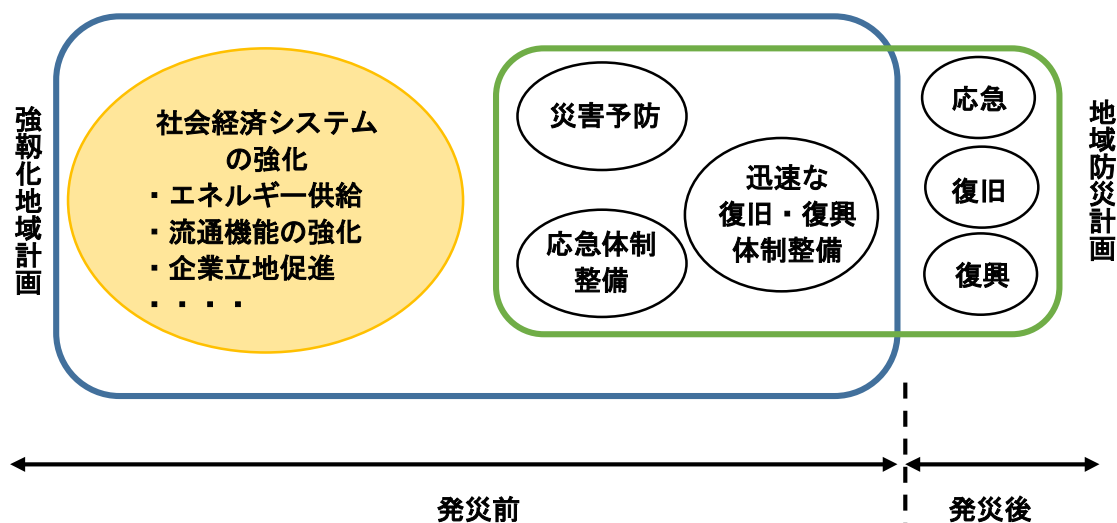
(2) 本計画と地域防災計画との関係

本計画は、平時からの施策を対象とし、地域防災計画が主に対象とする発災直後からの応急対策と復旧・復興対策は対象としていません。ただし、応急対策や復旧・復興対策を効果的に行うための事前の備えは重要であるため、各施策の立案については対象としています。

また、本計画は、国土強靱化関連部分（地域防災計画の事前予防）について、地域防災計画の上位計画となります。

地域防災計画は、自然災害である地震、風水害、特殊災害等のリスクを対象として特定し、そのリスクに対する災害対応をとりまとめたものです。

一方、本計画は、あらゆる災害事象（リスク）を見据えています。どのような災害事象が起ころうとも最悪な事態に陥ることが避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていくものとして、強靱な仕組みづくり、地域づくりを平時から持続的に展開していこうとするものです。



3 計画期間

本計画が対象とする期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とする。

なお、「相馬市マスタープラン2017」の目標年度が令和8（2026）年度であることや施策の進捗状況及び社会経済情勢の変化等を踏まえ、計画期間中であっても必要に応じて柔軟に見直しを行うものとする。

第2章 地域特性と自然災害リスク

1 相馬市の地域特性

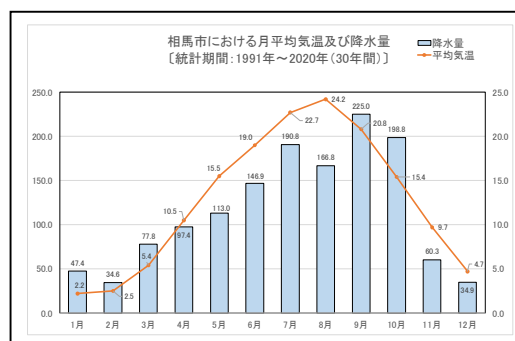
(1) 位置・地勢・気候

本市は、福島県の東北端に位置し、総面積は197.79km²で、福島県の約1.44%を占めている。本市西部には阿武隈山系の山地・丘陵地、中部・東部に平坦地と太平洋を配した西高東低の地勢を形成し、この平坦地には地蔵川、小泉川、宇多川、梅川、日下石川の中小河川が東に流れ、太平洋及び内海の松川浦に注いでいる。

南部は、標高50mから70mの丘陵地が、海岸に向け扇状に展開し、海岸段丘を形成しており、その東端は、侵食されて海食崖となっている。

海岸線の出入りは少なく、平坦部では松川浦の砂州が弧状の砂浜として発達し、南部の海岸と対照的な景観を見せている。

このように、海、川、山と多様な自然環境を有し、海洋性気候により、東北地方の中では比較的温暖な地域であり、降雪も少なく、年間平均気温も12.7℃(統計期間 1991～2020)と、全般的に快適な居住環境にある。



(2) 人口

本市の人口推移は、昭和55年から令和2年までの9回の国勢調査でみると、昭和60年から平成7年までは全体的に横ばいかやや増加という傾向を示し、平成7年から平成22年にかけて減少したものの、平成27年では38,556人となっている。

平成27年の増加については、東日本大震災による双葉郡浪江町や双葉郡双葉町、相馬郡飯館村や南相馬市からの避難者を約500戸、応急仮設住宅へ受け入れていることや、復旧・復興事業や東京電力福島第一原子力発電所の事故による、帰還困難区域等の除染事業に従事している作業員等が、長期滞在していることによるものと考えられる。その後の令和2年の国勢調査では、上記の避難者や作業員等が減少したこと、社会減、自然減により人口が減少し、34,865人となっている。

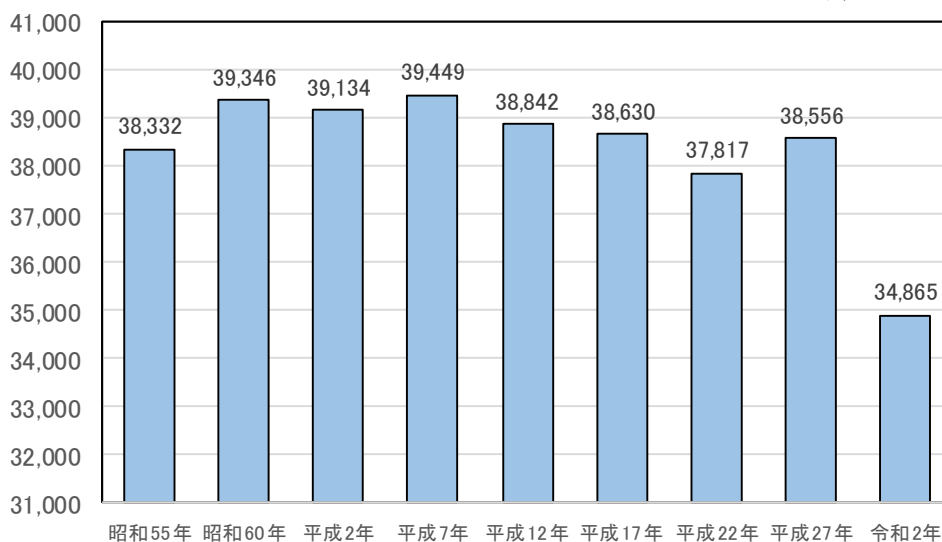
また、年齢階層別人口の推移を昭和55年から令和2年までの9回の国勢調査で見ると、年少人口（14歳以下）は毎回減少傾向で推移し、生産年齢人口（15歳～64歳）は昭和60年をピークに、その後減少傾向に転じた。

一方で老年人口は増加基調で推移し、平成7年には年少人口を逆転。本市においても急速に高齢化が進んでいることが分かる。

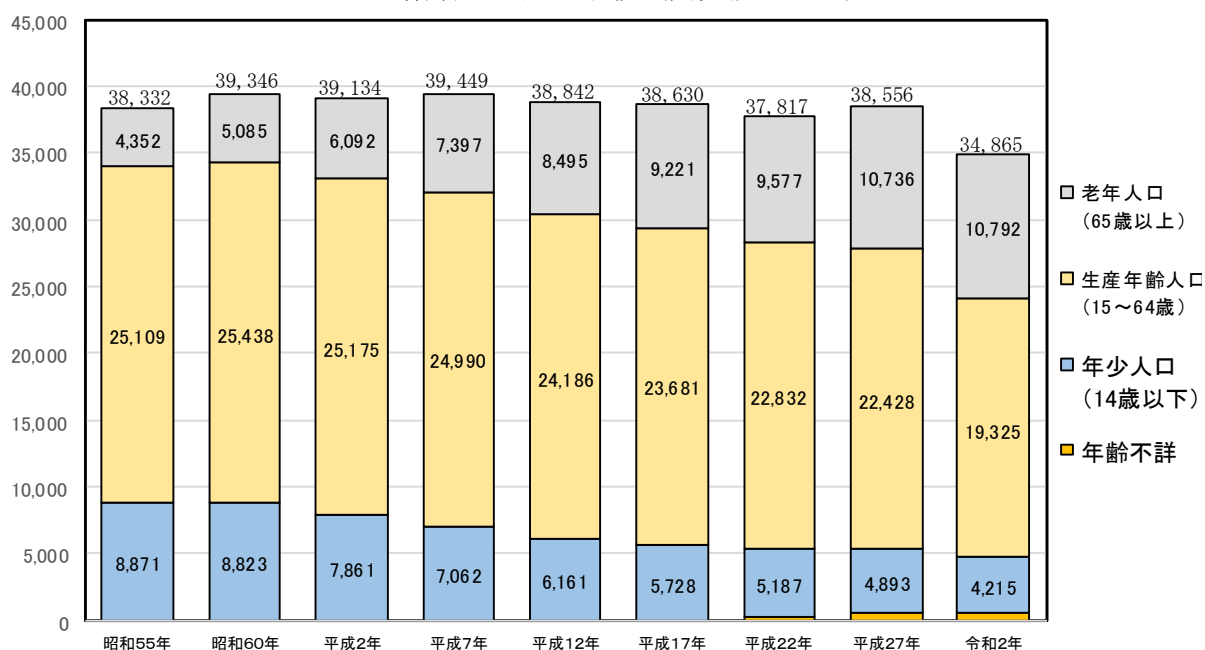
昭和55年から令和2年までの40年間で、年少人口は、4,656人が減少し、令和2年の年少人口比率は12.1%と減少傾向にある。生産年齢人口は、5,784人が減少し、各産業の担い手となる層の減少がみられる。老年人口は、6,440人が増加し、令和2年の老年人口比率は31.0%と増加傾向にある。

総人口の推移(国勢調査より)

単位：人



3階層別の人口推移(国勢調査より)



(3) 社会基盤

本市では、重要港湾相馬港や相馬中核工業団地の開発によるインフラの整備に伴い、優良な企業の立地が着実に進み、雇用の創出をはじめとする様々な経済活性化効果を地域に与えている。

道路ネットワークについては、首都圏や仙台市へ短時間でアクセスできる常磐自動車道の全線開通や、福島市や隣接する伊達市、さらには山形県と連携する東北中央自動車道の整備が進んでいる。令和元年12月には、東北中央自動車道（相馬福島道路）と常磐自動車道が相馬インターチェンジで接続され、道路ネットワークの結節点として重要な機能を発揮している。併せて、市内を縦断する一般国道6号や、115号バイパスも整備されており、今後、福島県北部沿岸地域において、産業・物流・歴史・文化の中心としての役割を担う地域となっている。

鉄道ネットワークについては、市内の東側に、太平洋沿岸を南北に結ぶJR常磐線が通っている。東日本大震災の津波による路線流失及び東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、一部不通区間があったが、令和2年3月に全線開通となり、仙台方面だけでなく、浜通り南部や首都圏方面を結ぶ重要な交通網となっている。

2 相馬市における主な自然災害リスク

(1) 地震・津波災害

本市の位置する東日本太平洋沿岸沖には日本海溝があり、北アメリカプレートに太平洋プレートが沈み込んでおり、海溝型地震が頻発している。また、阿武隈山地には、双葉断層が南北に貫いており、直下型地震のリスクも潜在する地域である。

平成23年（2011年）の東日本大震災では、本市は震度6弱を観測し、市庁舎等の公共施設をはじめ、多数の市内建造物に被害が発生した。

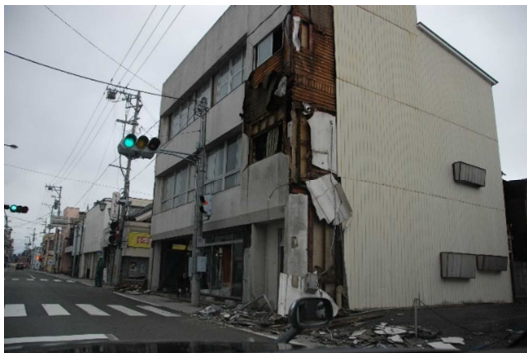
また、本市は津波被害も繰り返し発生している地域であり、東日本大震災では、相馬港で9.3m以上の巨大津波を観測し、原釜地区、尾浜地区、磯部地区など市内沿岸部に甚大な被害をもたらした。

令和3年及び令和4年に相次いで発生した福島県沖地震では、本市は震度6強を観測し、多くの建物被害が発生したため、市民は被災家屋を再建あるいは解体する必要にせまられた。

【過去発生した主な地震・津波災害】

- 東日本大震災〔平成23年3月11日〕
 - ・地震規模 マグニチュード9.0（震源 三陸沖 深さ24Km）
 - ・観測震度 震度6弱
 - ・津波高 9.3m以上（相馬港）
 - ・死亡者458人 全壊家屋1,087棟 大規模半壊254棟 など

<東日本大震災 当時の写真>



市内建造物の地震被害（中村地区）



市内沿岸部の津波被害（東部地区）

➤ 福島県沖地震〔令和3年2月13日〕

- ・地震規模 マグニチュード7.3（震源 深さ5.5km）
- ・観測震度 震度6強
- ・津波高 0.2m（相馬港）
- ・全壊家屋 43棟 大規模半壊 21棟 など

➤ 福島県沖地震〔令和4年3月16日〕

- ・地震規模 マグニチュード7.4（震源 深さ5.7km）
- ・観測震度 震度6強
- ・津波高 0.2m（相馬港）
- ・死亡者 1人 全壊家屋 363棟 大規模半壊 214棟 など

（2）風水害・土砂災害

本市には、福島県の管理する二級河川（宇多川、小泉川、梅川、地藏川、日下石川の各水系）が流れており、阿武隈山地から太平洋に注ぐ形で市を東西に貫いている。

これらの河川は、急流河川が多く、大雨による災害の発生の頻度が高く、かつ、流域内における都市化の急速な進展に伴い、流域の持つ保水機能が低下しており、甚大な浸水被害につながるおそれがある地域である。

これまで本市では、台風や豪雨等の影響による風水害・土砂災害が頻発に発生しており、昭和61年8月の台風10号、令和元年東日本台風、同年10月25日大雨などで、市内二級河川の氾濫、内水氾濫等により市内広域において住宅地や農用地等への甚大な被害が発生した。

【過去発生した主な風水害・土砂災害】

➤ 昭和61年台風10号〔昭和61年8月〕

- ・浸水家屋 1,497世帯
- ・被害額 約12億9,600万円 など

➤ 令和元年東日本台風（台風19号）、10月25日大雨〔令和元年10月〕

- ・死亡者 2人
- ・被災家屋 2,763棟（令和3年2月10日現在）
- ・被害額 約103億6,900万円 など（令和3年2月10日現在）
- ・降雨量（相馬市災害対策本部の記録より）

令和元年東日本台風	降り始めからの総雨量	天明 600mm、成田 260mm
	1時間最大雨量	天明 67mm、成田 31mm
10月25日大雨	降り始めからの総雨量	天明 260mm、成田 231mm
	1時間最大雨量	天明 73mm、成田 50mm

※国土交通省「川の防災情報」HPで確認し、総雨量は観測所の1時間ごとの降雨量を累計。

<令和元年東日本台風等 当時の写真>



河川の氾濫・水道導水管破損（山上堀坂地区）



河川氾濫の状況（西山地区）



市内浸水被害（中村地区）



土砂災害孤立世帯の救助（山上中井塚地区）



宇多川の破堤による浸水被害（河川右が南飯渚地区、岩子地区、河川左が北飯渚地区、和田地区）
（写真提供：県相双建設事務所）



市道橋の崩壊（中橋）



河川氾濫での汚泥をかき出す住民（北飯渚地区）

第3章 基本的な考え方

1 計画策定の進め方

強靱化の施策を総合的・計画的に推進するため、以下の手順により策定を行います。

- ・STEP 1 地域を強靱化する上での目標の明確化（第3章）
- ・STEP 2 リスクシナリオ（最悪の事態）の設定、施策分野の設定（第3章）
- ・STEP 3 脆弱性の分析・評価、課題の検討（第4章）
- ・STEP 4 リスクへの対応方策の検討（第4章）

2 基本目標

国の基本計画、県の地域計画を踏まえ、本市の基本目標として、次の項目を設定する。

1	人命の保護が最大限図られること
2	市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
3	市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
4	迅速な復旧復興が図られること

3 事前に備えるべき目標

基本目標を達成するため、事前に備えるべき目標として、次の項目を設定する。

1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
3	必要不可欠な行政機能は確保する
4	経済活動を機能不全に陥らせない
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

4 強靱化を推進する上での基本的な方針

国土強靱化の理念及び基本計画等を踏まえ、次の基本的な方針に基づき、強靱化を推進する。

(1) 強靱化の取組姿勢

- 本市の強靱性を損なう本質的原因について、あらゆる側面から検討する。
- 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
- 地域の特性を踏まえて、地域の活力を高めつつ、本市全体の災害等に対する抵抗力、回復力、適応力を強化する。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- 国、県、市、市民及び民間事業者等が適切な相互連携と役割分担の下、「自助」・「共助」・「公助」の取組を推進し、地域防災力の向上に取り組む。
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

- 既存の社会資本の有効活用、施設等の適切な維持管理、国や県の施策の活用等により、限られた財源において効率的に施策を推進する。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- 人口減少や少子高齢化、産業・交通事情等、地域の特性や課題に応じ、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者及び外国人等に配慮した施策を講じる。
- 原子力災害による、風評払拭・風化防止等に取り組み、本市の復興を加速させていく。
- 人のつながりやコミュニティ機能の向上に努める。
- 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

5 想定する災害(リスク)

あらゆる大規模自然災害に備えと いう国土 強靱 化の趣旨を踏まえるとともに、本市の過去の災害歴等から、次の自然災害を想定リスクとします。

地震、津波、風水害、土砂災害

6 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定

国の基本計画や県地域計画を踏まえ、6つの「事前に備えるべき目標」を妨げる事態として、本市の地域特性を踏まえ、仮に起きたとすれば致命的な影響が生じるものと想定される26の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定します。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生
		1-2	大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う、長期的な市街地等の浸水やため池・防災インフラの損壊・機能不全による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な土砂災害(深層崩壊, 天然ダムの損壊など)等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等の物資・エネルギー供給の停止
		2-5	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-6	大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞
		4-2	高圧ガス施設等の重要な産業施設等の火災・爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
		4-3	食料等の安定供給の停滞に伴う、経済活動への甚大な影響

		4-4	異常渇水等による用水の供給途絶に伴う、経済活動への甚大な影響
		4-5	農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
		4-6	原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく
5	情報通信サービス・電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断やインターネット・SNSの障害等により、災害時に活用する情報サービスや通信インフラが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)の長期間・大規模にわたる機能の停止
		5-3	石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
		5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-5	陸上・海上の基幹交通インフラ及び地域交通ネットワークが分断する事態
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		6-2	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		6-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形、無形の文化の衰退・損失
		6-4	風評被害等による地域経済等への甚大な影響

7 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための強靱化施策分野として、11項目の施策分野を設定した。

<個別施策分野>

施策分野		関連する施策
1	行政機能／消防等	行政機能の維持や消火・救助、避難所となる公共施設の安全に係る施策 等
2	住宅・都市	住宅や都市機能の維持に係る施策 等
3	保健医療・福祉	避難行動要支援者や災害時の医療及び防疫に係る施策 等
4	ライフライン・情報通信	災害発生時のライフラインの防災対策と市民への災害情報伝達手段に係る施策 等
5	経済・産業	災害発生時の風評被害や民間事業者の業務継続に係る施策 等
6	交通・物流	迅速な救助や復旧復興のための道路機能等の強化に係る施策 等
7	農林水産	食料安定供給のための農地保全 等
8	環境	気候変動に対応したエネルギー施策や被災地の環境保全に係る施策 等
9	国土保全・土地利用	災害リスク緩和のための土地利用に係る施策 等

<横断的分野>

10	リスクコミュニケーション	市民との防災意識の共有に係る施策 等
11	老朽化対策	公共施設の適正な維持管理、耐震化に係る施策 等 施策分野

第4章 脆弱性評価と推進方針

大規模自然災害に対する脆弱性を分析・評価することは、国土強靱化に関する施策を効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり、国の基本計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されています。

本市としても、国土強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、「基本目標」、「事前に備えるべき目標」、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」、「施策分野」の設定に基づき、関連する個別施策を洗い出し、施策の進捗状況の把握と課題を分析するとともに、脆弱性評価を踏まえ、リスクシナリオを回避するための施策の推進方針を定めました。

目標 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生

●住宅・建築物の耐震化等【施策分野2】【建築課】	
脆弱性評価	本市は、相馬市耐震改修促進計画を策定し、国が掲げた新たな耐震化目標や基本的な方針等を踏まえながら住宅・建築物の耐震化を促進している。地震による被害を軽減するためには、建築物ストックの多数を占める住宅の倒壊等を概ね減らすことが重要であり、相馬市耐震改修促進計画では、令和14年度末までに、耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを目標としている。なお、住宅の耐震化目標の達成状況については、5年ごとに実施される住宅・土地統計調査の結果が公表され次第、速やかに検証しており、現況として、住宅の耐震化率は84.9%（H30調査）、特定建築物の耐震化率は75.2%（R2年度末）となっている。引き続き災害に強いまちづくりを進めるため事業を推進していく必要がある。
推進方針	建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題・地域の問題として意識して取り組むことが不可欠であることから、所有者等にとって耐震診断、耐震改修及びブロック塀等の安全対策を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている問題を解決する取り組みを推進する。
関連計画名	相馬市耐震改修促進計画（令和5年度～令和14年度）

	事業名	事業期間	取組主体
具体的な取組	相馬市木造住宅耐震診断者派遣事業		国・県・市
	相馬市木造住宅耐震改修事業		国・県・市
	相馬市ブロック塀等改修事業		国・県・市

施策に関連する指標	現状値	目標値
住宅耐震化率	(H30年度) 84.9%	(R14年度) 100%
特定建築物耐震化率	(R2年度) 75.2%	(R14年度) 100%

●宅地の耐震化【施策分野2】【都市整備課、建築課】	
脆弱性評価	<p>阪神・淡路大震災や東日本大震災等の大規模地震により、谷や沢を埋めた造成宅地又は傾斜地盤上に腹付けした造成宅地において、盛土と地山との境界面等で盛土全体の滑動崩落が生じるなどの甚大な被害が発生している。</p> <p>大規模地震発生時に、盛土の滑動崩落による被害から市民の生命と財産を守るため、変動予測調査等を行うことにより滑動崩落の危険性がある大規模盛土造成地の有無を把握し、安全性を確認する必要がある。</p>
推進方針	<p><u>現状</u></p> <p>○大規模盛土造成地の抽出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震等が発生した場合に滑動崩落の恐れがある盛土がどこに存在するかを把握するため、「大規模盛土造成地マップ」を作成・公表（第一次スクリーニング調査） <p>○安全性把握のための調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抽出された大規模盛土造成地において、造成年代調査と現地踏査を行い、安全性把握を行う優先度を評価する計画を作成（第二次スクリーニング計画） ・優先度の高い箇所については、現地で地盤調査等を行い、大規模地震時に盛土の滑動崩落が発生する可能性を計算し、盛土の安全性を把握（第二次スクリーニング調査） <p><u>今後</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第二次スクリーニング計画で経過観察と評価された大規模盛土造成地については、経年による変状等が生じる可能性があることから、現地踏査による確認を行う。 ・第二次スクリーニング調査で大規模地震時に盛土の滑動崩落が発生する可能性がある判断された大規模盛土造成地については、滑動崩落防止工事等の対策を推進する。

具体的な取組	事業名	事業期間	取組主体
	相馬市宅地耐震化推進事業	令和4年度～	市

●公営住宅等ストック総合改善事業の推進【施策分野2、11】【建築課】	
脆弱性評価	本市が管理する15団地768戸の市営住宅の約2割が昭和50年代前半に建築されており、老朽化が進んでいる現状である。これまでの対症療法型の維持管理方法から予防保全型の維持管理方法への転換を図るため、躯体や設備等の修繕を計画的に行う必要があることから、「相馬市営住宅長寿命化計画」に基づき、市営住宅の長寿命化に取り組んでいる。
推進方針	市営住宅の長期的な安全性と居住性の向上を確保するため「公営住宅等ストック総合改善事業」を推進し、給排水管の改修等を計画的に行っていく。

関連数値指数	現状値	目標値
刈敷田団地給排水設備改修率	20% (R6)	70% (R11)

●空家対策の推進【施策分野2、11】【建築課】	
脆弱性評価	令和6年度に市内全域において空家の実態（戸数・状態等）及びその分布状況を把握するため空家実態調査を実施している。少子高齢化の進行や東日本大震災による避難の長期化等により空家等の増加が予測される。また、管理不足の空家等の増加に伴い、空家に関する苦情、相談は増加している。所有者が不明であったり、特定に時間を要するケースでは放置状態が長く続くため周囲に危険が及ぶ可能性が高まる。このような実態を踏まえ、令和7年度中に「相馬市空家等対策計画」を策定し、空家の流通・活用を促進するとともに、管理不全空家については、適切な対策を行う必要がある。
推進方針	令和7年度中に「相馬市空家等対策計画」を策定し、関係団体と連携した空家の流通・活用を推進させる。管理不全空家については、所有者に適正な管理を依頼するとともに、著しく危険な空家等については、特定空家等として行政処分等の必要な措置を検討し、生活環境の安全性を確保する。

●公園・広場等の安全対策 【施策分野2】【都市整備課】	
脆弱性評価	<p>公園・広場等は、住民のレクリエーションのための活動場所や市街地における環境保全・景観形成の役割を有するほか、災害時の指定緊急避難場所や火災の延焼防止機能等の防災機能を備えた公共施設であることから、計画的な維持管理を行い、安全性を確保する必要がある、現状は下記の管理を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公園巡視員による週3回の巡回を実施 ○公園遊具専門業者による定期点検（年1回）を実施 ○植栽の剪定等を実施（適宜）
推進方針	<p>引き続き公園の巡視、点検、植栽管理等整備を継続し、公園利用者の安全確保に努める</p>

●無電柱化の推進 【施策分野2】【都市整備課】	
脆弱性評価	<p>地震や強風等により電柱等が倒壊し道路が寸断される事態を防止するため、また、ライフラインの供給停止のリスクを最小限に抑えるため、緊急輸送道路等の無電柱化を進める必要がある。現在の取組は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国、県が管理する緊急輸送道路の無電柱化 <ul style="list-style-type: none"> 相馬地方市町村会による国県要望、県予算編成に係る要望を実施 ○市が管理する緊急輸送道路の無電柱化 <ul style="list-style-type: none"> 現在、道路法第37条の規定に基づく道路占用制限（新規電柱の建設抑制）実施中
推進方針	<p>国、県が管理する緊急輸送道路の無電柱化については、引き続き強く要望していく。</p> <p>市が管理する緊急輸送道路の無電柱化については、相馬地域道路懇談会等において近隣市町村との情報交換等を重ねていく中で今後研究していく。</p>

●落石・土砂流入防止施設の整備 【施策分野6】【土木課】	
脆弱性評価	山間部の市道等において、地震や台風時に山側からの落石や土砂の流入が発生し、通行の支障及び道路の寸断に至る可能性がある。
推進方針	市は、過去に落石が発生した箇所や大雨時に土砂流入が発生しそうな箇所を調査し、法枠や落石防止網などの落石防止施設や法面保護施設の整備を計画的に実施することで、道路通行者の安全確保を図る。

具体的な取組	事業名	事業期間	取組主体
	道路法面の防護施設の整備	R7年度～ R11年度	市

●防災拠点を結ぶ体系的な道路ネットワークの整備 【施策分野6】【都市整備課】	
脆弱性評価	<p>災害発生時に避難や救助・救援活動、物資供給を円滑化さらには、東北自動車道が災害等により通行止め等となった際の代替路としての機能発揮のため、市は、国や関係機関に対し、常磐自動車道の早期の全線4車線化及び国道6号相馬バイパス、国道115号相馬南バイパスの4車線化を要望する。</p> <p>○常磐自動車道の4車線化 相馬地方市町村会による国県要望、県予算編成に係る要望、国土交通省東北地方整備局磐城国道事務所、東日本高速道路株式会社東北支社いわき工事事務所への要望を実施する</p> <p>○国道6号相馬バイパス、国道115号相馬南バイパスの4車線化 相馬地方市町村会による国県要望、国土交通省東北地方整備局磐城国道事務所、福島県相双建設事務所への要望を実施する</p>
推進方針	常磐自動車道の4車線化及びアクセス機能強化（国道6号相馬バイパス、国道115号相馬南バイパスの4車線化）については、引き続き国、県等関係機関に対して強く要望していく

●交通ネットワークの整備 【施策分野6】【土木課】	
脆弱性評価	<p>市街地中心から離れた集落等において、高規格道路である常磐自動車道、東北中央自動車道、国・県道とのアクセスに利用される市幹線道路は重要な生活基盤であり、高次医療機関との救急医療ネットワークとして、さらには災害時における避難・救助活動のルートとして欠かせないものである。各集落（行政区）で基幹となる幹線道路が機能しなくなると、市民の安全・安心な暮らしが確保できなくなる恐れがある。</p> <p>また、災害時においても道路交通の安全を確保するため、歩行者、自転車、自動車等が適切に分離された安全な道路空間の整備が求められる。</p>
推進方針	<p>市は、常磐自動車道、東北中央自動車道、国・県道とアクセスする市幹線道路の整備促進を図るとともに、市民の生活交通にも考慮し、生活道路の整備にも努める。</p> <p>ナショナルサイクルルート(市道大洲松川線)の自転車走行空間整備を行う。</p>
関連計画名	<ul style="list-style-type: none"> ・相馬市マスタープラン2017 ・社会資本総合整備計画（社会資本整備総合交付金） ・社会資本総合整備計画（防災・安全交付金）

	事業名	事業期間	取組主体
具体的な取組	市内の幹線道路網の整備	R7年度～ R11年度	市
	生活道路の整備	R7年度～ R11年度	市
	市道大洲松川線自転車道整備事業	R8年度～ R9年度	市

関連数値指数	現状値	目標値
市道大洲松川線自転車道整備事業	0%（R7）	100%（R9）

●歩行者避難空間の確保 【施策分野6】【土木課】	
脆弱性評価	市街地中心部などにおいて、一部の基幹道路を除いては歩道の整備がされておらず、車道幅員も狭隘 ^{きょうあい} であるため、車両と歩行者の分離が困難であり、火災や自然災害発生時の安全な避難空間が確保されていない。
推進方針	区画整理事業や道路拡幅事業は住民負担が甚大であるほか、整備効果を発揮するまでに莫大な財源と相当の期間を要することが想定される。このため、比較的短期間でより経済的に効果を発揮させるため、市は、既存道路の側溝施設などを再整備することで新たな歩行区間を構築し、車両と歩行者の安全な避難空間を確保する。
関連計画名	<ul style="list-style-type: none"> ・相馬市マスタープラン2017 ・社会資本総合整備計画（防災・安全交付金） ・社会資本総合整備計画（社会資本整備総合交付金） ・個別補助事業

	事業名	事業期間	取組主体
具体的な取組	歩道の整備	R7年度～ R11年度	市
	通学路の整備	R7年度～ R11年度	市

●道路施設の長寿命化 【施策分野6、11】【土木課】	
脆弱性評価	<p>市内には、老朽化が進む道路施設(橋梁・トンネル・舗装・道路附属物等)が複数存在しており、これらの施設が常に安全に安心して利用できる状態でなければ、災害発生時などに利用者の安全の確保が困難となる恐れがあるほか、市内各所で孤立集落が発生する可能性がある。また、大地震が発生した際に輸送路に係る橋梁・トンネルが本来有する機能を失うと住民の生命の安全や円滑な物流が確保できなくなる恐れがある。</p>
推進方針	<p>従来「事後保全型」の維持管理を見直し、施設の重要度などに基づいて新たに「予防保全型」の維持管理方式を取り入れることにより、維持管理費による財政面への圧迫を回避し、中長期的な経費の平準化を図るとともに、災害が発生した際にも安全に通行することができ、生命の安全を守る等のインフラに求められる機能を確保する必要がある。</p> <p>また、避難や物流輸送に必要な防災拠点・各避難所等を結ぶ緊急輸送路において、大地震が発生した際にも安全に通行することができ、生命の安全を守る等のインフラに求められる機能を確保するため、橋梁の落橋防止装置やトンネルのインバートの整備など、施設の耐震対策を計画的に実施していく必要がある。</p>
関連計画名	<ul style="list-style-type: none"> ・相馬市マスタープラン2017 ・社会資本総合整備計画(防災・安全交付金)

具体的 な取組	事業名	事業期間	取組主体
	道路施設の長寿命化・耐震化	R7年度～R11年度	市

●学校施設の機能強化、耐震化・長寿命化 【施策分野3、11】【教育委員会総務課】	
脆弱性評価	<p>学校施設等の長期的な安全性と適切な学習環境を提供するため、屋根・外壁改修や給排設備改修などを計画的に進めていく必要がある。なお、学校施設等の耐震化は完了しているが、非構造部材（天井、内壁、外壁、照明、吊り天井等）の耐震対策を行っていく必要がある。</p> <p>また、学校施設敷地内の老朽化したフェンス等の囲障や老木は災害時に倒壊、倒木の恐れがあるため、速やかに改修、撤去する必要がある。</p> <p>災害時において学校施設が避難所として指定されていることから、避難所としての機能を確保するため、学校施設の長寿命化などの老朽化対策を計画的に進めていく必要がある。</p>
推進方針	<p>学校施設の非構造部材の耐震対策については、日常点検や定期的な点検を行い耐震性能が低いものを早期発見し速やかな修繕や安全対策の実施に努める。また、大規模な改修が必要な部分については、長寿命化改修等の機会に併せて改修を行っていく。</p> <p>学校施設敷地内の老朽化したフェンス等の囲障や老木については、日常点検を行い早期発見し速やかな修繕や安全対策の実施に努める。</p>

●公共施設等総合管理計画の推進 【施策分野1、11】【財政課】	
脆弱性評価	<p>公共施設等（インフラ施設を含む）の老朽化対策については、長期的な視点で改修や更新時期等を把握するとともに、防災・減災に配慮した施設となるよう、計画的に改修・更新を実施する必要がある。</p>
推進方針	<p>市が保有する公共施設等（インフラ施設を含む）の老朽化対策については、維持補修等の必要な取り組みを進めているが、今後、更新時期を迎える施設も多く見込まれている。今後、公共施設等総合管理計画により、長期的な視点で改修や更新時期等を把握するとともに、防災・減災に配慮した施設となるよう、計画的に改修・更新を進めていく。</p>
関連計画名	<ul style="list-style-type: none"> 相馬市公共施設等総合管理計画（令和6年度～令和35年度）

具体的な取組	事業名	事業期間	取組主体
	公共施設等総合管理計画の推進	令和6年度～	市

●防災教育の推進 【施策分野10】【地域防災対策室・学校教育課】	
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ・学校ごとに、毎年防災訓練を実施しているほか、学校防災計画を作成している。 ・消防団の協力により防災訓練時に放水体験を行っているほか、消防団員が講師となって消防団の活動や防災への取組を授業で教えている。 ・各学校からの依頼により、防災担当職員が災害時の相馬市の対応や災害への備えについて、授業を行っているほか、防災訓練への協力や防災備蓄倉庫の見学対応を行っている。 ・児童クラブ、公民館教室などからの依頼により、市の防災について出前講座を行っている。 ・各種ハザードマップを作成し各戸に配布を行い防災啓発に努めている。
推進方針	<p>児童生徒が、災害や防災に関する基礎知識や技能を習得し、災害時に自らの判断で主体的かつ適切に行動して自分の命を守り抜く力を身に付けられるよう、市教育委員会は、防災教育を推進しており、今後も継続して取り組んでいく。各学校では学校防災計画を策定し、防災訓練を実施しており、今後も継続して実施していく。市が新たなハザードマップを作成した際には、各学校において学校防災計画等の見直しを実施する。</p> <p>防災担当職員は、各学校の防災訓練等への協力を行っていくとともに、消防団の協力を得ながら防災教育に取り組んでいく。また、出前講座による災害・防災知識の普及を行っていく。</p>

施策に関連する指標	現状値 (R 7)	目標値 (R 1 1)
防災訓練の実施	継続実施	継続実施

1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生

●津波避難道路の整備 【施策分野6】【土木課】	
脆弱性評価	東日本大震災時に発生した津波に多くの市民が犠牲になった。そのため、津波発生時に高台へ避難するための道路等の整備を実施してきた。【令和2年度整備済み】また、避難者に対し避難路へ誘導するための分かりやすい表示板等を設置した。
推進方針	本施策については整備が完了し、津波発生時スムーズに高台への避難が可能となった。今後はその他市道と同様に道路パトロールを行い、避難誘導表示板も含め、適切な維持に努める。

●津波の一時避難場所標識の設置 【施策分野10】【地域防災対策室】	
脆弱性評価	東日本大震災で発生した津波により、沿岸地域では市民等が犠牲となった。市は、津波発生時の市民や観光客等の迅速な避難につなげるため、令和2年度までに津波の一時避難場所7箇所について標識を作製・設置している。
推進方針	市は、今後も津波発生時の市民や観光客等の迅速な避難につなげるため、津波避難看板の配置の見直しや点検等の維持管理を行っていく。

●ハザードマップの作成、活用の更新 【施策分野10】【地域防災対策室】	
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ・県の津波浸水想定区域、宇多川及び小泉川浸水想定区域をもとに令和2年3月に津波、洪水ハザードマップを作成した。 ・令和6年3月に県の地蔵川浸水想定区域をもと洪水ハザードマップを作成。 ・平成30年3月に土砂災害ハザードマップを作成、令和7年3月に更新した。 <p>各種ハザードマップは、市内各戸、学校、関係機関等へ広く配布しているほか、市ホームページへ掲載し広く周知に努め、市民等が災害時に迅速で適切な避難行動をとることができるよう、防災意識の向上を図っている。</p>
推進方針	<p>宇多川及び小泉川の治水対策工事に伴い、新たな知見を元に県の浸水想定区域の見直しがあることから、できるだけ速やかに新たなハザードマップを作成する。また、内水氾濫について内水浸水想定区域図を作成し、現在はホームページに掲載しているが、今後は内水ハザードマップを作成し、各戸配付を行っていく。今後も、浸水想定域の見直しなど、大きな変更があれば、新たに作成等を行っていく。</p> <p>市は、各学校や自主防災組織等の防災訓練において各種ハザードマップを活用してもらうよう働きかけを行う。</p>

●港湾施設の維持管理・防災体制の強化 【施策分野1、4、6】【商工観光課】	
脆弱性評価	東日本大震災において、港湾施設や臨海道路が崩壊するなど甚大な被害が発生し、一時すべての貨物輸送機能を失う事態に陥った。資源・エネルギー取扱拠点港である相馬港の重要性がますます高まる中、大規模災害時においても、継続的な物流機能を確保できるよう、耐震強化岸壁や臨港道路等の必要な施設管理と防災体制の構築が求められる。
推進方針	大規模災害が発生した場合であっても、福島県の重要港湾である相馬港において、災害対応及び産業活動に必要な緊急物資や一般貨物輸送機能を維持するため、施設の適切な維持管理及び計画的な施設の更新、さらには防災及び緊急時対応の体制強化に取り組むよう、国・県に対し働きかけていく。

- 防災拠点を結ぶ体系的な道路ネットワークの整備 【1-1再掲】
- 学校施設の機能強化、耐震化・長寿命化 【1-1再掲】
- 防災教育の推進 【1-1再掲】

1-3 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う、長期的な市街地等の浸水やため池・防災インフラの損壊・機能不全による多数の死傷者の発生

●浸水対策事業 【施策分野2】【下水道課】	
脆弱性評価	令和元年の台風19号、10.25大雨による中小河川の氾濫により浸水被害が発生した地区や、浸水被害が想定される地区において、早期に被害の解消等を図る必要がある。
推進方針	<p>浸水被害の低減と被災地区の早期復旧を図るため、排水ポンプ車2台（令和2年度）を導入している。予測が難しい浸水被害に迅速かつ柔軟に対応するため、排水ポンプ車による作業が円滑に出来るよう、排水訓練を定期的実施し、必要がある場合は窰場等の整備を進める。</p> <p>既存のポンプ場等の排水設備だけでなく、浸水被害発生状況を踏まえ、必要がある場合は新たな排水設備等の設置を検討する。</p>

●雨水排水機場の耐震化・耐水化 【施策分野2】【下水道課】	
脆弱性評価	災害時にも適切に機能を発揮するため、耐震化・耐水化を早急に進める必要がある。
推進方針	大地震による施設の倒壊、大雨や津波等による設備の浸水被害を最小限に抑えるため、耐震化・耐水化等の構造強化を図る。また、耐震化・耐水化に併せて、一部設備の長寿命化を図る。
関連計画名	小泉川ポンプ場耐震実施計画

具体的な取組	事業名	事業期間	取組主体
	・相馬市公共下水道事業計画書	平成30年度～ 令和7年度	市

●公共下水道施設の計画的な改築・更新 【施策分野2・8・11】【下水道課】	
脆弱性評価	本市の下水道は、平成2年の供用開始から30年以上が経過し、管渠・処理場とも老朽化が進んでいる。また、雨水施設4施設のうち2施設も供用開始から30年が経過しており、計画的な老朽化対策が必要である。
推進方針	下水道施設のストックマネジメント計画の策定に基づき、長期的に事業の平準化を図りながら、計画的に点検・改修を行う。点検により確認された不具合箇所は、緊急性・重要性等の面からリスク評価を行い、計画的に修繕・改修を行う。また、改修に併せて、津波・洪水等により浸水被害が想定される施設について、設備の耐浸水化の検証を行い、機能強化を図る。
関連計画名	相馬市下水道ストックマネジメント計画（平成28年度～令和8年度）

具体的な取組	事業名	事業期間	取組主体
	・相馬市公共下水道事業計画書	平成30年度～ 令和7年度	市

● 湛水防除施設の整備等【施策分野7】【農林水産課】	
脆弱性評価	<p>東日本大震災により、沿岸部の津波被災地では、地盤沈下、農地の表土流出、農業用施設の損壊等の被害が生じたことから、被災した既存の湛水防除施設の早急な復旧整備と機能強化を進めるとともに、既存施設について機能実態を調査・把握し、適時適切な維持管理に取り組み、湛水被害の発生防止に向けた防災・減災対策を推進する。</p> <p>また、令和元年東日本台風等による浸水被害で、湛水防除施設へのアクセス道路も冠水し、施設が孤立したため、アクセス道路の嵩上げ等を行う必要がある。</p>
推進方針	湛水被害の発生防止のために必要な施設整備を行うとともに、既存施設について機能実態を調査・把握し、適時適切に更新・維持管理を行っていく。また、災害時でも施設にアクセス可能な道路の整備を行う必要がある。

●河川の改修の推進・維持管理の強化等【施策分野9】【都市整備課】

脆弱性評価	<p>本市には、県が管理する二級河川が10河川（総延長約98.0km）がある。近年は台風等による豪雨や局地的大雨が頻発し、令和元年東日本台風では宇多川や小泉川が破堤するなど、多くの住宅が浸水被害に見舞われた。気象変動の影響への適応という観点も加えて、抜本的な河川改修を実施する必要があり、また、堆砂除去等の維持管理の強化も急務となっている。</p> <p>近年の局地的大雨や短時間豪雨で度々浸水被害が発生している箇所については、長期的な対策を進める一方で、排水ポンプ車の配備等の短期的に実施できる対策も講じる必要がある。</p> <p>周辺住民に的確な避難情報を発信するため、市街地を流れる宇多川、小泉川においては、危機管理型水位計や監視カメラにより、水位をリアルタイムで把握する必要がある。</p> <p>○宇多川水系の河川整備計画、日下石川水系の河川整備基本方針及び河川整備計画の早期策定</p> <p>県予算編成に係る要望、地域づくり意見交換会における要望を実施する</p> <p>○市内二級河川の早期改修及び維持管理の強化</p> <p>相馬地方市町村会による国県要望、県予算編成に係る要望、東北市長会による国要望を実施する</p>
推進方針	<p>○宇多川水系の河川整備計画、日下石川水系の河川整備基本方針及び河川整備計画の早期策定は、引き続き県に対して強く要望していく</p> <p>○市内二級河川の早期改修及び維持管理の強化については、引き続き国、県等関係機関に対して強く要望していく</p> <p>○危機管理型水位計及び監視カメラの増設、水位状況等の適切な情報提供については、宇多川・小泉川流域治水協議会で検討していく</p>
関連計画名	<ul style="list-style-type: none"> ・宇多川・小泉川水系流域治水プロジェクト ・二級河川地藏川水系河川整備計画（H31～） ・二級河川小泉川水系河川整備計画（H30～） ・二級河川梅川水系河川整備計画（H30～）

	事業名	事業期間	取組主体
具体的	河川改良復旧事業	概ね30年	県
な取組	河道掘削・堤防整備	概ね30年	県
	危険管理型水位計、簡易型河川監視カメラの設置	中長期	県

●普通河川の土砂浚渫 【施策分野9】【土木課】	
脆弱性評価	本市では、令和元年度に東日本台風や10月25日の大雨で、市内を流れる二級河川が破堤や越水したことにより、5,800棟を超える家屋が被災するなど広範囲において甚大な被害が発生した。市が管理する普通河川においても、流下能力の妨げとなる土砂等の堆積箇所が見受けられる。
推進方針	普通河川について、河川の氾濫等による浸水の被害を防止・軽減するため、年次計画を作成して計画的に土砂浚渫を行い雨水流下能力を確保する。

具体的	事業名	事業期間	取組主体
な取組	浚渫作業	R7年度～R11年度	市

●ため池の決壊等による被害の防止【施策分野7】【農林水産課】	
脆弱性評価	平成30年7月の西日本豪雨で多くのため池で決壊等の被害が発生したことを踏まえ、国により、防災重点ため池の選定基準が見直され、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」（令和元年7月）が制定された。それにより、農業用ため池の防災・減災対策として浸水想定区域を図示したハザードマップの作成が求められ、市は令和5年11月に作成した。ため池ハザードマップを各公民館へ配布し、市ホームページへの掲載により広く周知に努め、市民等が災害時に迅速で適切な避難行動をとることができるよう防災意識の向上を図っている。 また、危険性の高いため池の把握と計画的な改修を進める必要がある。
推進方針	令和5年11月に作成したため池ハザードマップについて、各公民館へ備え付けているほか、市ホームページへ掲載し、決壊した場合の浸水想定区域等について周辺住民へ周知します。また、防災重点ため池の耐震性調査を実施し、老朽・危険ため池の改修を計画的に進めます。

●農業水利施設の長寿命化・防災減災【施策分野7・11】【農林水産課】	
脆弱性評価	<p>市内の農業水利施設の多くは、老朽化等による機能低下が進んでいる。また、地域農業を支える農家の減少、高齢化、農業所得の低下といった施設管理体制に弱体化の傾向があり、農業水利施設の維持管理が課題となっている。災害の発生に備え、農業水利施設の多面的機能が十分に発揮されるよう、各施設管理者による適正な施設診断の実施や施設管理体制の強化を進め、防災・減災に配慮したストックマネジメントの推進及び適正な維持管理に取り組み、安全安心な農山漁村づくりを促進する。</p> <p>また、災害による農地等の被害を最小限に抑え、持続的な農業の発展を後押しするため、老朽化した施設の更新を進める必要がある。</p>
推進方針	<p>県営事業との連携も図りながら老朽化した水路等の更新を進めます。水路の更新や取水堰の統廃合等を実施し、災害の未然防止を図る。</p>

●ダムの維持管理・老朽化対策【施策分野7・11】【農林水産課】	
脆弱性評価	<p>県有施設で本市が維持管理を受託している松ヶ房ダムは、宇多川源流部に位置し、農業用ダムではあるものの下流域の防災に資している。築造からの年数経過により、設備の老朽化が進み、主要な管理用機器が更新時期を迎えているため、年次計画による施設設備の補修工事等が進められている。</p>
推進方針	<p>ダム下流域の防災・減災のため、県より受託している松ヶ房ダムの適切な維持管理を継続するとともに、年次計画による施設設備の補修工事等の着実な実施を促進する。</p>

●土砂災害防止対策の推進 【施策分野9】【都市整備課】	
脆弱性評価	<p>土砂災害の被害を防ぐため、砂防堰堤や急傾斜地における擁壁等の整備、土砂堆積が著しい河川内の堆砂除去、既存の砂防関係施設の適切な維持管理等が必要になる。さらには、土砂災害警戒区域等における標識設置等、危険箇所への対策が必要になる。</p> <p>○普通河川坂下川（当該河川流域）の砂防指定地指定、溪流保全工の実施及び必要な土砂災害防止対策</p> <p style="padding-left: 2em;">相馬地方市町村会による国県要望を実施する</p> <p>○河川内堆砂除去、適切な維持管理</p> <p style="padding-left: 2em;">相馬地方市町村会による国県要望、県予算編成に係る要望を実施する</p>
推進方針	引き続き国、県等関係機関に対して強く要望していく

- ハザードマップの作成、活用の更新 【1-1再掲】
- 防災拠点を結ぶ体系的な道路ネットワークの整備 【1-1再掲】
- 交通ネットワークの整備 【1-1再掲】
- 歩行者避難空間の確保 【1-1再掲】

1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊，天然ダムの損壊など）等による多数の死傷者の発生

●森林の整備防災及び治山施設の整備【施策分野7・9】【農林水産課】	
脆弱性評価	<p>林業の衰退や原子力災害に伴う避難指示、放射性物質による汚染等の影響により、森林の整備が行き届かず、水源涵養や山地災害防止等の森林が有する多面的機能の低下が懸念されている。森林整備と放射性物質対策を一体的に取り組み、多面的機能を高度に発揮できる健全な森林整備や山村経済の振興等を図り、災害に強い森林づくりを推進する。また、昨今の度重なる豪雨・長雨等により、法面崩壊等の山地災害が発生しており、治山事業による早期の防災・減災対策が求められている。山地災害等による被害の防止及び保安林の機能を維持・強化するため、溪流や山腹斜面を安定させるための治山施設の整備や植栽、森林の造成等による荒廃地・荒廃危険地等の復旧整備を実施しているところであり、今後も引き続き、計画的な治山施設の整備を県に要望していく必要がある。</p>
推進方針	<p>原子力災害に伴う避難指示や放射性物質による汚染等の影響により、森林整備や林業生産活動が停滞し、水源かん養や山地災害防止機能等の森林が有する多面的機能の低下が懸念されている状況にあることから、森林整備と放射性物質対策を一体的に取り組み、多面的機能を高度に発揮できる健全な森林整備や山村経済の振興等を図り、災害に強い森林づくりを推進する。また、昨今の度重なる豪雨・長雨等により、法面崩壊等の山地災害が発生しており、山地災害等による被害の防止及び保安林の機能を維持・強化するため、溪流や山腹斜面を安定させるための治山施設の整備や植栽、森林の造成等による荒廃地・荒廃危険地等の復旧整備を県に要望していく。</p>

- 浸水対策事業 【1-3再掲】
- 雨水排水機場の耐震化・耐水化 【1-3再掲】
- 河川の改修の推進・維持管理の強化等 【1-3再掲】
- 普通河川の土砂浚渫 【1-3再掲】
- 落石・土砂流入防止施設の整備 【1-3再掲】
- 土砂災害防止対策の推進 【1-3再掲】
- 防災拠点を結ぶ体系的な道路ネットワークの整備 【1-1再掲】
- 交通ネットワークの整備 【1-1再掲】
- 道路施設の長寿命化 【1-1再掲】
- 学校施設の機能強化、耐震化・長寿命化 【1-1再掲】
- 無電柱化の推進 【1-1再掲】
- ハザードマップの作成、活用の更新 【1-1再掲】
- 防災教育の推進 【1-1再掲】
- 公園・広場等の安全対策 【1-1再掲】

目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

●消防団の充実強化 【施策分野 1】【地域防災対策室】	
脆弱性評価	<p>消防団は、地域の安全・安心を守る地域に密着した非常備の消防組織であり、災害時には地域防災力の要となる重要な役割を担っているが、社会情勢や就業構造の変化により、団員の減少や高齢化が進んでいる。市は、団員確保のため、青年層の消防団加入を促進するとともに、消防団活動に対する地域や雇用者の理解と支援が得られる環境整備に今後も継続して取り組む必要がある。</p>
推進方針	<p>市は、被雇用者が入団しやすい環境を整える消防団協力事業所表示制度や、消防団員が商品価格の割引等のサービスを受けることができる「ふくしま消防団協力サポート企業（県事業）」の募集等を県と共同でPR活動を実施し、消防団への理解と支援を行う。また、消防団活動についても、アンケート等を行い運営改善に努めていく。</p> <p>さらに、市は、災害時における消火活動や救助活動、水防活動、警戒活動、避難広報や避難誘導等の各種活動を迅速かつ的確に実施できるよう、県消防学校における研修や団員の教育訓練を推進するほか、消防装備や消防資機材、消防車両等の整備充実に今後も継続して取り組む。</p>

施策に関連する指標	現状値(R 7)	目標値(R 11)
教育訓練の実施	継続実施	継続実施
消防車両、消防資機材の更新	継続実施	継続実施

●自主防災組織の育成支援【施策分野10】【地域防災対策室】	
脆弱性評価	<p>大規模災害発生時は、行政機関の「公助」による対応に限界がある。過去の地震発生直後では、「自力・家族」、「住民同士」の助け合いにより多くの命が救われ、地域の防災活動の重要性が明らかになっている。防災の基本である「自助」や、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」の考えの下、地域防災力の向上のため、組織結成に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の結成状況は76地区中74地区で、未結成地区の結成に向けて呼びかけをしていく。 ・自主防災組織に対し、地区で年1回程度防災訓練を実施し、住民の防災意識の向上を図るよう依頼している。
推進方針	<p>市は、自主防災組織の活性化を図るため、相馬消防署と連携しながら指導、助言等の育成支援を行い、地域の防災訓練の実施を呼びかけるとともに、防災訓練時費用の一部へ助成金交付を行っていく。</p>

施策に関連する指標	現状値(R7)	目標値(R11)
自主防災組織の防災訓練に対する助成制度の実施	継続実施	継続実施

●救急救命体制の整備【施策分野3・10】【地域防災対策室】	
脆弱性評価	<p>高齢化の進展、疾病構造の変化により、救急・救命業務は年々増加傾向にある。市は、市内の学校や公民館、スポーツ施設等の公共施設にAED（自動体外式除細動器）を設置し、市ホームページに掲載し情報発信を行い、急病等による心停止や心室細動を起こした人を蘇生させるための環境整備を行っている。市は、相馬消防署及び救急救命ボランティア団体と連携しながら、幅広い年齢層を対象に救命講習会を開催し、心肺蘇生法やAEDの技術習得の普及など、救命率の向上に今後も継続して取り組む必要がある。また、市は、救急救命ボランティア団体の活動に補助金を交付し、今後も継続して活動支援を行う必要がある。</p>
推進方針	<p>市は、市内の学校や公民館、スポーツ施設等の公共施設に設置したAED（自動体外式除細動器）について、市ホームページに掲載し情報発信を行うとともに、相馬消防署及び救急救命ボランティア団体と連携しながら、幅広い年齢層を対象に救命講習会を開催し、心肺蘇生法やAEDの技術習得の普及など、救命率の向上に今後も継続して取り組む。また、市は、救急救命ボランティア団体の活動に補助金を交付し、今後も継続して活動支援を行う。</p>

2-2 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺

● 緊急輸送道路の防災・減災対策 【施策分野6】【都市整備課】	
脆弱性評価	緊急輸送道路は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、各防災拠点との有機的連携を考慮して指定している道路であることから、過去の災害において土砂崩れがあった箇所や冠水した箇所の解消に向けた防災・減災対策を計画的・重点的に行い、緊急輸送ネットワークの機能強化と通行の安全・安心を確保する必要がある。
推進方針	国、県管理の主要幹線道路（緊急輸送道路）の整備については、相馬地方市町村会による国県要望、県予算編成に係る要望で災害に強い道路整備を行うよう、引き続き強く要望していく

●相馬工業用水道の強靱化【施策分野5】【商工観光課】	
脆弱性評価	<p>令和元年度東日本台風の影響により、相馬市内の相馬工業用水導水管（工水・上水の共同管）が破損し、工業用水が約1週間断水となったことにより、市内事業所の業務が停止する事態となったため、管理者である県に強く要望し、導水管布設（複線化）、各種設備の強靱化が図られた。</p> <p>工業用水は、産業を支える重要な社会インフラであり、産業活動が続く限り安定した供給が求められることから、事故等の発生予防や長寿命化対策を推進する必要がある。</p>
推進方針	工業用水を安定して供給することが産業を支える社会インフラとしての重要な役割であることから、工業用水道の管理者である県及び上水道共同管理者の相馬地方広域水道企業団（初野浄水場委託先）に対し、日常の点検等により施設の状況を的確に把握するとともに設備の維持・修繕を実施するほか、施設の耐震化や強靱化に努めるよう働きかけていく。

- 防災拠点を結ぶ体系的な道路ネットワークの整備 【1-1再掲】
- 無電柱化の推進 【1-1再掲】

2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

●地区公民館の老朽化対策 【施策分野3. 11】【中央公民館】	
脆弱性評価	<p>中央公民館を除く、地区公民館8館は相馬市地域防災計画において、以下のとおり、位置づけられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○指定避難所：東部公民館、磯部コミュニティセンター ○指定緊急避難場所：大野、飯豊、八幡、山上、日立木、玉野公民館 <p>うち、「大野・飯豊・八幡の3館は築30年超」、「日立木・玉野の2館は築40年超」であり、老朽化対策を行う必要がある。</p>
推進方針	<p>市では公共施設の総合的なマネジメントのため、「相馬市公共施設総合管理計画」で施設の改築などを計画的に位置づけている。</p> <p>同計画内の個別施設計画（公民館編）では、上記5館が「老朽化が進行している状態」を意味する「B」建物として表記されている。改修または建替の検討が必要である。</p>
関連計画名	相馬市公共施設総合管理計画

●避難所の開設運営 【施策分野3】【社会福祉課】	
脆弱性評価	<p>災害が発生又は発生する恐れがあり市民の避難が必要と判断した場合、避難所を開設し、市民の安全を確保する。</p> <p>令和3年及び令和4年福島県沖地震において、スポーツアリーナそうま（第1、第2体育館）を指定避難所として開設し、運営を実施した。避難所の運営にあたり、避難者名簿作成による避難者の状況把握、食事の提供、寒暖対策、プライバシー確保対策、感染症対策、被災者支援情報の提供等、各種避難者対応を実施した。</p> <p>避難者の生活ニーズに対し、可能な限り対応できるよう、更なる体制整備に努める必要がある。</p>
推進方針	<p>避難者の生活ニーズを的確に把握するため、避難者名簿作成による避難者の状況把握の継続及び電子化への検討を行う。</p> <p>避難者の生活ニーズへの対応のため、事前の体制整備や職員間の連携を図る。</p>

●感染症予防対策の推進 【施策分野3】【保健センター】	
脆弱性評価	<p>感染症等の大規模発生を防ぐには、常日頃からの感染症対策が必要である。市は、手洗いの励行、咳エチケットの遵守などの感染症予防に関する知識の普及啓発を SNS を活用し、実施している。また、ワクチン接種も感染症予防のために重要であることから、市内幼稚園、小中学校、医療機関などと連携し、ワクチンの接種勧奨を行っている。</p>
推進方針	<p>感染症等の大規模発生を防ぐには、引き続き手洗いの励行、咳エチケットの遵守などの感染症予防に関する知識の普及啓発を SNS を活用し、実施する。また、市内幼稚園、小中学校、医療機関などと連携し、ワクチンの接種勧奨を行う。</p>

●防災備蓄倉庫の適正な管理・運営 【施策分野1・4・10】【地域防災対策室】	
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年8月に整備した防災備蓄倉庫（相馬兵糧蔵）は、電動式移動ラックに災害時に必要な備蓄品（ペットボトル飲料水、缶入りパン、副食、毛布等）を収納できるよう整備しており、施設設備の維持管理のため、業務委託（機械警備・電気工作物保安管理等）を行っている。 電動式移動ラックへの備蓄品搬出入のため、防災担当職員はフォークリフトの免許取得講習を受講している。 備蓄品の購入にあたっては、女性や乳幼児が避難した際に必要な生理用品やオムツ等の確保を図るなど、発災直後の避難生活に必要な物資の確保に務めている。 備蓄品は他自治体が被災した場合の支援物資配付用として活用しているほか、市民や児童生徒、各種団体等による防災備蓄倉庫の視察研修、備蓄品の提供等を通じて、災害に備えた備蓄の重要性等の啓発活動を行っている。
推進方針	<p>備蓄品の購入にあたっては、賞味期限・消費期限を適宜確認しながら、必要な物資の種類及び数量を管理するとともに、備蓄品目及び数量の見直しを随時行っていく。</p>

施策に関連する指標	現状値	目標値
防災備蓄倉庫の適正な管理・運営	R 7 継続実施	R 1 1 継続実施

●学校管理者と連携した円滑な避難所の開設【施策分野3】【教育委員会総務課】	
脆弱性評価	<p>避難所のスムーズな開設・運営により避難者の迅速な救助を実施するため、避難所となる学校施設の管理者と避難所担当職員との間で、平時から連携強化を図る必要がある。</p>
推進方針	<p>市教育委員会は、避難所となる学校施設の管理者と避難所担当職員との間で、平時から連携強化を図っていく。</p>

●避難行動要支援者の避難対策及び福祉避難所の開設運営【施策分野3】【社会福祉課】	
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい等により自力での避難が困難なため、避難の支援を必要とする避難行動要支援者について、大雨洪水時や大規模災害時等に避難情報を伝達し、福祉避難所を開設して安全の確保に取り組んでいる。 ・福祉避難所として、6施設（高齢者施設：3、障がい者施設：1、病院：1及び社会福祉協議会）と協定を締結している。 ・避難行動要支援者の避難対策として、5施設（高齢者施設：3、障がい者施設：1及び社会福祉協議会）と移送協定を締結し、必要に応じて福祉避難所までの移送支援を行っている。 ・福祉避難所への避難を要する避難行動要支援者数に対し、福祉避難所の人員不足が課題となっている。
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の障がい、介護等の状況を更新し、福祉避難所の円滑な開設、運営に努める。 ・避難行動要支援者の迅速な避難のため、移送体制の強化を図る。 ・福祉避難所数の増加や、福祉避難所における介助者等の人員確保について検討を進める。

●避難行動要支援者の把握 【施策分野3】【社会福祉課】	
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい等により自力での避難が困難なため、避難の支援を必要とする避難行動要支援者について、庁内外（地域防災対策室、健康福祉課、社会福祉協議会、民生・児童委員等）と連携し把握に努め、災害時における円滑な避難の支援を実施するため、名簿の作成及び更新を実施している。 ・避難行動要支援者として名簿に登録すべき方の把握や名簿の更新に係る状況把握について、より精度を高めるため、更なる取り組みが必要である。
推進方針	<p>引き続き、庁内外と連携し避難行動要支援者の把握に努め、名簿の更新を行う。</p> <p>民生・児童委員と連携し、名簿に登録すべき方の把握や既登録者の状況把握を行う。</p> <p>名簿に登録すべき方への登録勧奨等を定期的に行い、避難者の安全確保に繋げる。</p>

施策に関連する指標	現状値(R 7)	目標値(R 1 1)
避難行動要支援者名簿の更新	継続実施	継続実施

●学校施設の機能強化、耐震化・長寿命化 【1-1再掲】

●公共下水道施設の計画的な改築・更新 【1-3再掲】

2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等の物資・エネルギー供給の停止

●断水時の給水活動体制の整備 【施策分野4】【財政課】	
脆弱性評価	大雨や台風等により上水道施設が被災し断水した場合は、ただちに断水地区において、給水活動を実施するとともに、上水道施設が復旧するまでの間、継続的に給水活動を実施していく必要がある。
推進方針	被災者の飲料水や生活維持に必要な給水を確保するため、飲料水の調達及び輸送に係る災害時応援協定の締結や被災者用飲料水の備蓄に取り組む。 定期的に給水車のメンテナンスを実施し、断水発生時に迅速に給水活動を行うことが出来る体制を整える。

- 防災備蓄倉庫の適正な管理・運営 【2-3再掲】
- 相馬工業用水道の強靱化 【2-2再掲】
- 防災拠点を結ぶ体系的な道路ネットワークの整備 【1-1再掲】
- 無電柱化の推進 【1-1再掲】
- 緊急輸送道路の防災・減災対策 【2-2再掲】
- 河川の改修の推進・維持管理の強化等 【1-3再掲】

2-5 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

●農道・林道の整備 【施策分野7】【農林水産課】	
脆弱性評価	作業の利便性向上、農産物流通の効率化、農山村の活性化及び生活環境の向上等を図るため、計画的な農道の整備・維持管理が必要となっている。また、森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林整備や、効率的で安定した林業経営の確立のための基盤として、林道の整備を進めている。農道・林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や排水機場等の孤立する公共施設等の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、引き続き、防災・減災の観点からも必要な農道・林道について計画的に整備・維持管理していく必要がある。
推進方針	農作業の利便性向上や農産物流通の効率化、森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林整備など、多様な目的により整備される農道・林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や排水機場等の孤立する公共施設等の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、市は、防災・減災の観点からも計画的な農道・林道の整備を推進する。

●道路管理者間の連携体制の構築 【施策分野6】【都市整備課】	
脆弱性評価	災害時における道路ネットワークの分断や地区の孤立を回避するため、道路ネットワークを形成する国・県・市の各道路管理者が平時より連携体制を構築し、災害時の情報共有、迂回路の設定、除雪や応急復旧での応援など、相互に協力して対応することが必要である。 東北中央自動車道（相馬～福島）について、災害時における市の緊急車両の通行手順を国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所との間で確認（R3.7）。
推進方針	近隣市町村との連携等も含めて、相馬地域道路懇談会等において事前の迂回路の計画や除雪の相互応援のあり方等を検討する

- 土砂災害防止対策の推進 【1-3再掲】
- 落石・土砂流入防止施設の整備 【1-1再掲】
- 緊急輸送道路の防災・減災対策 【2-2再掲】
- 防災拠点を結ぶ体系的な道路ネットワークの整備 【1-1再掲】
- 交通ネットワークの整備 【1-1再掲】
- 道路施設の長寿命化 【1-1再掲】
- 浸水対策事業 【1-3再掲】
- 雨水排水機場の耐震化・耐水化 【1-3再掲】

- 河川の改修の推進・維持管理の強化等 【1-3再掲】
- 普通河川の土砂浚渫 【1-3再掲】
- 無電柱化の推進 【1-1再掲】
- 湛水防除施設の整備等 【1-3再掲】
- ため池の決壊等による被害の防止 【1-3再掲】

2-6 大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下

●家畜伝染病対策の充実強化【施策分野7・8】【農林水産課】	
脆弱性評価	大規模自然災害時においても家畜伝染病の発生予防・まん延防止対策を迅速かつ的確に行うため、防疫演習への参加等を行っており、今後も引き続き、関係機関との緊密な連携の下、家畜防疫体制の強化を図る必要がある。
推進方針	大規模自然災害時においても家畜伝染病の発生予防・まん延防止対策を迅速かつ的確に行うため、市は、防疫演習への参加等を行い、今後も引き続き、関係機関との緊密な連携の下、家畜防疫体制の強化を図る。

●合併処理浄化槽への転換促進【施策分野8】【下水道課】	
脆弱性評価	汲取り便槽と単独処理浄化槽は、依然として市内に多数残存している。汚水処理の未普及は、公共用水域の水質悪化や感染症のまん延の原因となるため、合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。
推進方針	市は、公共下水道区域外に居住し、老朽化した単独処理浄化槽及び汲み取り便槽を使用している世帯に対し、汚水処理に関する啓蒙活動や補助事業の周知活動を行い、公共用水域の水質悪化や感染症のまん延防止のため、合併処理浄化槽への転換促進を図る。
関連計画名	・循環型社会形成推進地域計画（令和4年度～令和8年度）

	事業名	事業期間	取組主体
具体的な取組	福島県浄化槽整備事業	令和4年度～ 令和8年度	県
	循環型社会形成推進事業	令和4年度～ 令和8年度	環境省
	浄化槽設置整備事業（個人設置型）	令和4年度～ 令和8年度	市

●公共下水道施設の計画的な改築・更新 【1-3再掲】

●感染症予防対策の推進 【2-3再掲】

目標3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

●防災拠点施設の機能確保 【施策分野1】【財政課】	
脆弱性評価	市役所本庁舎は、災害時に防災対策本部が設置されるなど、災害対策の中心的拠点であることから、大規模災害時においても機能不全に陥ることのないよう、免震機能や72時間の停電に対応できる非常用自家発電装置を備えている。
推進方針	市役所本庁舎が災害対策の中心的拠点としての役割を十分に果たすことができるよう、今後も庁舎設備等の定期点検や保守管理を適切に行い、機能維持に努めていく。

具体的 な取組	事業名	事業期間	取組主体
	防災拠点施設の機能確保	平成28年度～	市

●防災行政無線システムの適正な管理・運用 【施策分野1・4】【地域防災対策室】	
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、デジタル式防災行政無線を構築している。停電時の電源確保のため非常用電源設備を備えており、市内全域に108基の屋外拡声子局（スピーカー）、沿岸や河川に防災カメラ6基、相馬港1号ふ頭には潮位計を設置し、災害発生時の情報収集伝達体制及び避難情報伝達体制の強化を図っている。 ・令和元年東日本台風等では、防災行政無線による放送内容が建物内では聞き取りにくく、多くの市民が電話で放送内容を確認したため問い合わせが集中し、電話がつながりにくい状況となった。 ・屋外拡声子局の設置状況から、防災無線難聴地域の世帯は500世帯ほどであると推定している。
推進方針	<p>市が整備したデジタル方式の防災行政無線システムは、地震・津波や洪水等の災害発生時又は災害発生の恐れがある場合、住民避難の伝達手段として重要な役割を果たすことから、市は、日頃から屋外拡声子局や防災カメラ等のシステムが正常に稼働していることを定期的に確認するなど、今後も適正な管理・運用を行っていく。潮位計については、県より潮位情報を共有したいとの申出があり、システムの更新と併せて管理・運用を行っていく。</p> <p>令和5年に電話応答装置の切替及び設定の見直しを行い、過去の放送は24時間後に自動消去。回線を6回線に増設し、複数アクセスでも対応可とした。今後も運用状況等を見ながら、改善及び維持管理をしていく。</p> <p>防災無線難聴地域の市民を対象に、固定電話で通知するシステムの導入について検討していく。</p>

●緊急情報の伝達手段の多重化 【施策分野1・4】【地域防災対策室】	
脆弱性評価	<p>市は、土砂災害警戒情報や気象特別警報等の発表、火災情報、避難指示等の発令情報を市民等に迅速に周知・伝達するため、防災行政無線や広報車のほか、携帯電話の緊急速報メール（エリアメール）や登録者を対象とした市防災メール、さらに、市ホームページやX（旧ツイッター）及びLアラートにより災害情報や避難情報等の配信を行うなどの伝達手段の多重化を図っている。</p>
推進方針	<p>市は、防災情報等を市民等に迅速に周知・伝達するため、既存の防災行政無線や広報車のほか、携帯電話の緊急速報メール（エリアメール）、登録者を対象とした市防災メール、市ホームページ、X（旧ツイッター）、Lアラート、など情報伝達の多重化を図っているが、今後は防災無線難聴地域の市民を対象に、固定電話で通知するシステムの導入について検討していく。</p>

●福島県総合防災情報ネットワークシステムの管理・運用 【施策分野 1・4】【地域防災対策室】	
脆弱性評価	民間通信事業者の回線が停止した場合でも、福島県総合防災情報ネットワークシステムの衛星系及び地上系の通信回線により、県や市町村、防災関係機関等との情報連絡手段が確保され、音声やFAXによる災害情報等の受伝達が可能となっている。
推進方針	大規模災害発生時でもシステムの機能が喪失されないよう、市は県と連携しながら定期的な点検を実施するなど、システムの管理・運用を行っていく。

●地域防災計画の修正 【施策分野 1・10】【地域防災対策室】	
脆弱性評価	相馬市地域防災計画は、令和6年2月に個別災害対策計画として、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害計画を追加して修正を行っている。また、法令改正部分の反映や、気象情報、避難所の見直しなどを行っている。
推進方針	近年のたび重なる災害発生により浮かび上がる課題や災害関連の法令改正等を踏まえ、国の防災基本計画及び県地域防災計画の修正が行われていることから、市は地域防災計画を定期的に検討・見直しを行い、市防災体制の充実強化を図っていく。

●業務継続計画（BCP）の修正 【施策分野 1】【地域防災対策室】	
脆弱性評価	市は、令和6年5月に業務継続計画（BCP）を修正した。大規模災害発生時の人、物、情報、ライフライン等の制約下で、職員が非常時優先業務を計画どおり実施できる体制を構築するため、必要な人員や物資、対応手順等を定期的に検証し、実効性の向上に努める必要がある。
推進方針	市は、業務継続計画（BCP）の内容について職員の理解を深めるとともに、地域防災計画の修正内容や本市で発生した災害時の対応の検証、職員の防災訓練等を踏まえながら、必要な人員や物資、対応手順の点検・検証等を行い、災害発生時に職員が取り組む非常時優先業務の内容及び優先順位等について意識の共有を図る。大規模災害発生時においても、行政機能低下に伴う市民生活の影響を最小限にとどめるため、市は、非常時優先業務を迅速かつ的確に実施できる体制の構築に取り組んでいく。

●ICT 環境の業務継続性の確保 【施策分野 1】【情報政策課】	
脆弱性評価	地方自治体の基幹業務の多くは情報システムやネットワーク等の ICT 環境に依存しており、災害発生時等でも ICT 環境が稼働していることが極めて重要である。
推進方針	大規模災害や事故を受けても市の基幹業務をなるべく中断させず、中断してもできるだけ早急に復旧させるために、情報システム部門が対応すべき事前対策や行動計画をまとめ、情報システム部門の業務継続計画（ICT-BCP）を策定する。
関連計画名	・相馬市業務継続計画（BCP）

関連指標	現状値（R 7）	目標値（R 1 1）
情報システム部門の業務継続計画（ICT-BCP）の策定	策定着手	策定済み

●職員の防災訓練（図上訓練・避難所開設体制の確認）等の実施 【施策分野 1】 【地域防災対策室】	
脆弱性評価	市職員を対象に、各種災害を想定した防災訓練（災害対策本部の運営、情報収集、避難所の開設、図上訓練等）を行い、訓練結果を検証する等、職員の防災意識を高め、職員の災害対応に係る判断力や実行力を強化している。 また、防災担当職員は、県及び関係機関主催の研修・訓練に参加し、気象情報の見方や福島県総合防災情報システムのシミュレーションなどを行い、災害に対する知識や対応力を高めている。
推進方針	市職員を対象に、各種災害を想定した防災訓練を計画していくほか、関係機関にも参加してもらう図上訓練等を企画し、職員の災害対応に係る判断力や実行力を強化していく。また、避難所となる施設・設備の点検や避難所開設体制の確認等を行っていく。 防災担当職員は今後も、県及び関係機関主催の研修・訓練に参加し、災害に対する知識や対応力を高めていく。

施策に関連する指標	現状値(R 7)	目標値(R 1 1)
職員防災訓練（図上訓練・避難所開設体制の確認）等の実施	随時実施	随時実施

●被災家屋調査体制及び罹災証明書発行体制の整備 【施策分野1】【税務課・地域防災対策室】	
脆弱性評価	<p>大規模災害発生時は、応急復旧業務が膨大となり市職員の人員不足が想定され、被災家屋調査や罹災証明書発行の遅れが被災者の生活再建の遅れ、さらには、被災地全体の復興の遅れにつながる事態となる。そのため、市は、これらの業務にあたる市職員の確保はもとより、県や他自治体からの応援職員の受援体制の整備に努め、迅速な被災家屋調査や罹災証明書発行を実施する体制の整備が必要である。</p>
推進方針	<p>大規模災害発生時の被災家屋調査や罹災証明書発行は、人員不足が想定されることから、県や他自治体からの応援職員の受援体制の整備のため、相馬市災害時受援計画の見直しを定期的に行っていく。</p> <p>また、「ふくしま災害時相互応援チーム」で推奨している、建物被害認定調査や罹災証明書発行などを迅速に行うことができる「被災者生活再建支援システム」等の導入を検討していく。</p>

●災害時応援体制の構築 【施策分野1】【地域防災対策室】	
脆弱性評価	<p>大規模災害の発生時には、市単独では十分な応急対応や被災者支援、災害復旧などができないことが想定されるため、他自治体や民間企業等と災害時の応援協定を締結している。</p> <p>○自治体・広域圏等との災害時応援協定 20</p> <p>○民間企業・団体等との災害時応援協定 32 (令和7年4月1日現在)</p> <p>また、大規模災害の被災時に全国からの応援を迅速、かつ的確に受け入れられるよう、情報共有や各種調整を行うための体制と受援対象業務を明らかにした、「相馬市災害時受援計画」を令和3年3月に策定している。</p>
推進方針	<p>大規模災害が発生し、市単独では十分な応急対応や被災者支援、災害復旧などができない場合に備え、市は、他自治体や民間企業等と災害時の応援協定を締結しており、今後も必要に応じて協定締結を行う。市は、災害時に物資の供給や応援職員の派遣などを円滑に実施できるよう、平常時から締結先との情報連絡体制を確立し、災害時における応援体制を構築する。</p>

●防災備蓄倉庫の適正な管理・運営 【2-3再掲】

●公共施設等総合管理計画の推進 【1-1再掲】

目標 4 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞

●企業の事業継続力強化の支援【施策分野4】【商工観光課】	
脆弱性評価	大規模災害等の発災後の早期復旧及び事業再開のため、中小企業の事業継続計画（BCP）や事業継続力強化計画の策定を支援し、防災・減災対策の取り組みを促進する必要がある。
推進方針	改正された小規模事業者支援法（令和元年6月改正）に基づき、小規模事業者の事業継続力強化計画策定に向けた支援に関する計画を相馬商工会議所と連携して策定し、小規模事業者の事業継続体制の強化を促進する。

●水産関係施設の整備等【施策分野7】【農林水産課】	
脆弱性評価	<p>漁港における主要陸揚げ岸壁とその前面防波堤に関して、県は津波・地震に対する耐性機能診断を実施しており、安定性を確保できない施設については、機能強化のための施設整備を実施していくとともに、県内の各漁港施設に係る機能保全計画の策定を進め、適切な維持管理及び計画的な施設の更新等を行っていく必要がある。</p> <p>さらに、水産業共同利用施設は、水産業の振興を図る上で、重要な役割を担うことから、適正な維持管理を行うとともに、災害等により施設利用に支障を来した場合には、早急な復旧が必要となる。</p>
推進方針	<p>漁港における主要陸揚げ岸壁とその前面防波堤に関して、津波・地震に対する耐性機能の安定性を確保するため、必要な施設整備の推進を漁港管理者である県に要請していく。</p> <p>また、水産業共同利用施設は、水産業の振興を図る上で、重要な役割を担うことから、適正な維持管理を行うとともに、漁業の復興・振興のため漁協が実施する施設整備への支援を要請された場合には、必要性に応じて支援を検討し、災害等により施設利用に支障を来した場合には、国や県、漁協と連携を図りながら早急な復旧に向けて対応を行う。</p>

- 港湾施設の維持管理・防災体制の強化 【1-2再掲】
- 相馬工業用水道の強靱化 【2-2再掲】
- 無電柱化の推進 【1-1再掲】

- 緊急輸送道路の防災・減災対策 【2-2再掲】
- 防災拠点を結ぶ体系的な道路ネットワークの整備 【1-1再掲】
- 交通ネットワークの整備 【1-1再掲】

4-2 高圧ガス施設等の重要な産業施設等の火災・爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

- 地域防災計画の修正【3-1再掲】

4-3 食料等の安定供給の停滞に伴う、経済活動への甚大な影響

●食料生産基盤の整備（ほ場区画整理）【施策分野7】【農林水産課】	
脆弱性評価	食料生産基盤である農地は、雨水を一時的に貯留する働きや下流域への土壌流出を防ぐ働きなどの多面的機能を有しており、耕作放棄による農地の荒廃は、自然災害時の被害拡大のリスクを増加させることから、ほ場の区画整理による食料生産基盤の整備を促進し、安定的かつ効率的な営農を推進する。
推進方針	食料生産基盤である農地は、雨水を一時的に貯留する働きや下流域への土壌流出を防ぐ働きなどの多面的機能を有しており、耕作放棄による農地の荒廃は、自然災害時の被害拡大のリスクを増加させることから、ほ場の区画整理による食料生産基盤の整備促進が求められる。安定的かつ効率的な営農の推進に向けて、引き続き食料生産基盤の整備に取り組む。

- 港湾施設の維持管理・防災体制の強化【1-2再掲】
- 農業水利施設の長寿命化・防災減災【1-3再掲】
- 農道・林道の整備【2-5再掲】
- 水産関係施設の整備等【4-1再掲】

4-4 異常渇水等による用水の供給途絶に伴う、経済活動への甚大な影響

●農業用水の渇水対策【施策分野7】【農林水産課】

脆弱性評価	<p>異常渇水の発生時又は発生するおそれがある場合においても、渇水時対策資料（非常配備体制表、用水系統図等）の準備・提供や、農業用水の計画的な配水・節水などの対策を適切に実施するため、毎月ダム貯水状況報告を受け、状況把握と連絡体制の確認を行っている。今後も、貯水状況報告を継続し、関係機関との情報共有や連携対応に係る体制の強化を図り、農業用水の渇水対策の充実に向けて取り組んでいく必要がある。</p>
推進方針	<p>異常渇水の発生時又は発生するおそれがある場合においても、渇水時対策資料（非常配備体制表、用水系統図等）の準備・提供や、農業用水の計画的な配水・節水などの対策を適切に実施するため、市は、関係機関との情報共有や連携対応に係る体制の強化を図り、農業用水の渇水対策の充実に向けた取組を推進する。</p>

4-5 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

●耕作放棄地の発生防止と解消【施策分野7】【農業委員会】	
脆弱性評価	<p>○耕作放棄地＝以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付けせず、この数年の間に再び作付けする意思のない土地（市町村・農業委員会調査による客観ベースの毎年の調査）（農林業センサス参照）</p> <p>○遊休農地＝現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地または、その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる土地（農家等の主観ベースの5年ごとの調査）（農林水産省「荒廃農地の現状と対策」参照）</p> <p>【取り組み状況】</p> <p>農業委員会では、農地法に基づく遊休農地対策を次のとおり実施しており、同対策を通して間接的に耕作放棄地の発生防止と解消に寄与している。</p> <p>① 農業委員・農地利用最適化推進委員が実施する農地パトロールによる対策・工程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常の活動として農地パトロールを実施 ・ 特に、作付けされていないが管理されている農地を継続的に監視 ・ 管理されなくなる前（遊休農地化する前）に農地所有者に対し、耕作者をあっせん <p>② 市及び農業委員会が実施する農地利用状況調査による対策・工程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年に1回、農地利用状況調査を実施 ・ 遊休農地の所有者に対し、貸し出し等の意向を照会する「意向調査」を実施 ・ 意向調査の結果、耕作者をあっせん <p>③ 農地パトロールの実効性向上を目的として、農業委員・農地利用最適化推進委員を対象とした研修の実施</p>
推進方針	<p>① 農地が有する洪水・土砂災害発生防止をはじめとする多面的機能を維持するため、引き続き遊休農地の実態把握に努めるとともに、農地中間管理事業を活用して、担い手への農地集積を推進する。</p> <p>② 遊休農地に関する研修会を開催し、委員の資質向上を図る。</p>

●有害鳥獣被害防止対策の充実強化【施策分野7】【農林水産課】	
脆弱性評価	ニホンザル、イノシシ、カラスなどにより農作物に大きな被害が出ており、鳥獣被害を一因とする耕作放棄地の発生が懸念されている。本市では、電気柵設置への助成、イノシシ等の捕獲に対し奨励金を交付するとともに、関係機関と連携した野生鳥獣による農業被害の防止に取り組んでいる。
推進方針	電気柵等による被害防除、鳥獣を寄せ付けないための環境整備、被害を及ぼす個体の捕獲など、地域全体での総合的な対策に取り組み、有害鳥獣被害の防止を推進する。

●農業・林業の担い手確保と育成【施策分野7】【農林水産課】	
脆弱性評価	<p>農業者の高齢化や農業経営体数の減少、東日本大震災及び原子力災害の影響に伴う避難、風評による営農意欲の減退等の課題が懸念されている。自然災害の発生に備え、農地の多面的機能が十分に発揮されるよう、今後も引き続き、認定農業者・新規就農者の確保・育成や企業の農業参入支援を推進するとともに、農用地の利用集積や経営の規模拡大・効率化を促進し、経営基盤の強化を図ることによる営農再開や農業担い手の確保に取り組んでいく必要がある。</p> <p>林業分野への新規就業者の確保や林業労働者の定着を促進するため、現地見学会や各種研修会の実施等に取り組んでいるものの、林業所得の不安定さや技術習得の難しさを背景として、新たな林業担い手の確保・育成が進まず、林業労働者の減少と高齢化が課題となっている。東日本大震災及び原子力災害の発生以降停滞している森林林業を再生し、森林が有する多面的機能の高度発揮による災害に強い森林づくりを推進するため、林業が魅力ある職場となるための対策や技術習得に係る研修制度の充実などに引き続き取り組み、林業担い手の確保・育成についての情報を発信していく必要がある。</p>
推進方針	<p>農業者の高齢化や農業経営体数の減少、東日本大震災及び原子力災害の影響に伴う避難、風評による営農意欲の減退等の課題が懸念されている。そのための対策や農地等の荒廃に伴う災害時の被害拡大の回避のため、認定農業者及び新規就農者の確保や育成、企業の農業参入支援を推進する。また、農用地の利用集積や経営の規模拡大・効率化を促進した経営基盤の強化や農業担い手の確保に取り組む。</p> <p>東日本大震災及び原子力災害の発生以降、停滞している森林林業を再生し、森林が有する多面的機能の高度発揮による災害に強い森林づくりを推進するため、市は、林業が魅力ある職場となるための対策や技術習得に係る研修制度の充実など、林業担い手の確保と育成についての情報を発信していく。</p>

●食料生産基盤の整備（ほ場区画整理）【4-3再掲】

●森林の整備及び治山施設の整備 【1-4再掲】

4-6 原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく

●空間放射線量の監視体制の確保、市民への情報提供【施策分野1・8・10】 【放射能対策室】	
脆弱性評価	<p>東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所からの放射性物質の放出は、市民の健康へ大きな不安をもたらしたほか、農業等の産業へも大きな被害を与えている。本市では原子力災害からの復興に向け、除染や、被ばく検査、メッシュ調査、モニタリングなどの放射線対策を実施してきた。</p> <p>原子力規制庁が市内に設置した可搬型モニタリングポスト（14ヶ所）、リアルタイム線量測定システム（52ヶ所）により、市内の空間線量の監視と把握に努めるとともに、市民の放射線への不安の払拭に向け、毎年、市内の空間線量の測定し結果について市ホームページに掲載し市民に周知を図っており、今後も継続した取り組みが必要である。</p> <p>可搬型モニタリングポスト及びリアルタイム線量測定システムによる空間線量測定のほかにも、局地的な空間線量を測定するための測定機器の点検校正を定期的に行う必要がある。</p> <p>再び放射性物質の放出に至る事象が起きた場合においても、市民が冷静かつ適切な行動を取れるように、平常時から放射線に関する正しい情報発信を行う。</p>
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制庁が市内に設置した可搬型モニタリングポスト（14ヶ所）、リアルタイム線量測定システム（52ヶ所）により、市内の空間放射線量の監視と把握に努めるとともに、市民の放射線への不安の払拭に向け、毎年、市内の空間線量の測定し結果について市ホームページに掲載し市民に周知を図っており、今後も継続して取り組んでいく。 ・局地的な空間線量を測定するための測定機器の点検校正を今後も定期的に行う。 ・広報紙等において、放射線に関する正しい情報の発信を行う。
関連計画名	<ul style="list-style-type: none"> ・相馬市マスタープラン

●放射線教育の推進【施策分野10】【学校教育課】	
脆弱性評価	児童生徒が、放射線に対する正しい知識と理解のもとに適切に判断し行動していく力を身に付けられるよう、『正しく恐れ、賢く避ける』を基本方針とした放射線教育を実施している。
推進方針	児童生徒が、放射線に対する正しい知識と理解のもとに適切に判断し行動していく力を身に付けられるよう、『正しく恐れ、賢く避ける』を基本方針とした放射線教育今後も継続的に実施していく。

目標5 情報通信サービス・電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1 テレビ・ラジオ放送の中断やインターネット・SNSの障害等により、災害時に活用する情報サービスや通信インフラが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

●保護者への迅速で確実な情報伝達 【施策分野10】【学校教育課】	
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> 各学校に整備した防災無線やメール配信システムを活用し、保護者に対する迅速で確実な情報伝達に努めている。 整備した防災無線が正常に稼働するか確認するため、定期的に無線確認訓練を実施している。
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> 整備した防災無線機器が正常に稼働するか確認するための無線確認訓練を今後も継続していく。 バッテリーの消耗により無線機器が使用できないケースがあったことから、継続して使用できるようバッテリー交換などのメンテナンスも実施していく。

施策に関連する指標	現状値	目標値
情報伝達訓練の実施	継続実施	継続実施

- 防災行政無線システムの適正な管理・運用 【3-1再掲】
- 緊急情報の伝達手段の多重化 【3-1再掲】
- 消防団の充実強化 【2-1再掲】
- 自主防災組織の育成支援 【2-1再掲】
- ハザードマップの作成、活用の更新 【1-2再掲】
- 避難行動要支援者の避難対策及び福祉避難所の開設運営 【1-4再掲】
- 避難行動要支援者の把握 【1-4再掲】
- 道路管理者間の連携体制の構築 【2-5再掲】
- 津波避難道路の整備 【1-2再掲】
- 津波の一時避難場所標識の設置 【1-2再掲】
- 防災拠点施設の機能確保 【3-1再掲】
- 福島県総合防災情報ネットワークシステムの管理・運用 【3-1再掲】
- 無電柱化の推進 【1-1再掲】
- 河川の改修の推進・維持管理の強化等 【1-3再掲】
- 土砂災害防止対策の推進 【1-3再掲】

5-2 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)の長期間・大規模にわたる機能の停止

●再生可能エネルギーの導入拡大 【施策分野4】【企画政策課】

脆弱性評価	市は、平成24年度から住宅用の太陽光発電システムの設置補助を行っているが、令和5年度末時点での累計補助件数は962件であり、市内の多くの住宅では停電時の自家消費型の電力創出・供給システムが設置されていない状況である。
推進方針	災害時に各家庭の電力確保の一助となることから、住宅への太陽光発電システム設置を継続して支援する必要がある。また、蓄電システム等、新たな住宅用のエネルギー供給システムへの補助についても検討し、普及を後押ししていく。

関連指標	現状値 (R6年度)	目標値 (R11年度)
住宅用太陽光発電設備補助件数(累計値)	1,020	1,245

●防災備蓄倉庫の適正な管理・運営 【2-3再掲】

●地域防災計画の修正 【3-1再掲】

5-3 石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

●無電柱化の推進 【1-1再掲】

●再生可能エネルギーの導入拡大 【5-2再掲】

●緊急輸送道路の防災・減災対策 【2-2再掲】

5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

●断水時の給水活動体制の整備 【2-4再掲】

●相馬工業用水道の強靱化 【2-2再掲】

●公共下水道施設の計画的な改築・更新 【1-3再掲】

●合併処理浄化槽への転換促進 【2-6再掲】

●浸水対策事業 【1-3再掲】

●雨水排水機場の耐震化・耐水化 【1-3再掲】

●普通河川の土砂浚渫 【1-3再掲】

●土砂災害防止対策の推進 【1-3再掲】

●河川の改修の推進・維持管理の強化等 【1-3再掲】

●道路施設の長寿命化 【1-1再掲】

5-5 陸上・海上の基幹交通インフラ及び地域交通ネットワークが分断する事態

●地域公共交通等の確保 【施策分野6】【企画政策課】	
脆弱性評価	<p>鉄道網としてはJR常磐線が東京都内から宮城県岩沼市までを結んでいるが、岩沼～相馬間では、強風時に運休となることがある。</p> <p>その他の地域公共交通としては高速バス（福島行き、仙台行き、東京行き）、路線バス（市内9路線、広域2路線）、市が運行主体のおでかけミニバスがある。</p> <p>災害等により運行内容が変更となった場合、市民が運行状況を知ることができるようにする必要がある。</p>
推進方針	<p>JR常磐線は、住民の生活基盤であるとともに、災害発生時における人員・物資等の輸送基盤としての機能を有することから、市は、強風発生区域に防風柵を設置するなど基盤強化の要望をJR東日本㈱に行う。</p> <p>市は、災害発生時、バスや鉄道の運行事業者に被害状況や運行状況を確認し、運行状況について、速やかにホームページやSNS等を通じて状況提供を行う。</p> <p>市域内の自家用車以外の移動手段確保を目的として、適切な公共交通サービスを今後も継続して提供していく。</p>

- 港湾施設の維持管理・防災体制の強化 【1-2再掲】
- 道路施設の長寿命化 【1-1再掲】
- 落石・土砂流入防止施設の整備 【1-1再掲】
- 緊急輸送道路の防災・減災対策 【2-2再掲】
- 防災拠点を結ぶ体系的な道路ネットワークの整備 【1-1再掲】
- 交通ネットワークの整備 【1-1再掲】
- 歩行者避難空間の確保 【1-1再掲】
- 土砂災害防止対策の推進 【1-1再掲】
- 公共下水道施設の計画的な改築・更新 【1-3再掲】
- 無電柱化の推進 【1-1再掲】

目標6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

●災害ボランティア受入体制の確立 【施策分野3・10】【企画政策課】	
脆弱性評価	<p>現在、市は、災害時に災害ボランティアを円滑に受け入れるため、市社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンターの設置から運営に関わっている。</p> <p>災害ボランティアの速やかな受け入れのため、市社会福祉協議会との間にボランティアセンターの設置及び運営等に関する協定を締結している。協定に基づきボランティアセンターを早期に設置するためには、市社会福祉協議会との平常時からの連携が重要となる。</p>
推進方針	<p>災害時に速やかに災害ボランティアセンターの設置ができるよう、市は、市社会福祉協議会との平常時からの連絡・支援体制の強化を図る。</p>

●災害時応援体制の構築 【3-1再掲】

6-2 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

●災害廃棄物処理体制の強化 【施策分野8】【生活環境課】	
脆弱性評価	<p>「大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定」及び「福島県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定」により、福島県、県内各市町村等及び各産業廃棄物取り扱い事業者との災害時の協力体制を構築している。</p> <p>さらに、相馬市内の関係事業者と「相馬市災害廃棄物等の処理等に関する協定」を締結し、市内における協力体制も確立している。</p>
推進方針	<p>「相馬市災害廃棄物等の処理等に関する協定」の協力体制の有効性を確保するため、定期的な協議を行い、市及び各事業者の体制を最新の状態に更新していく。</p>

6-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形、無形の文化の衰退・損失

●防犯体制の充実【施策分野10】【地域防災対策室】

脆弱性評価	<p>犯罪のない安全な地域づくりのためには、警察や行政、防犯団体等の関係機関が連携し、地域全体で防犯活動、地域安全活動に取り組む必要がある。近年は高度化する特殊詐欺や闇バイトなどの犯罪が報道され、社会的不安が高まっている。</p> <p>市内地域団体等の防犯活動を支援するため、防犯カメラの設置に要する経費に対し、防犯カメラ設置事業補助事業を行っている。</p>
推進方針	<p>市民の不安を解消し、犯罪のない安全な地域づくりのため、市は、今後も引き続き、防犯協会や防犯指導隊が行う防犯パトロールや防犯意識の啓発活動を支援し、関係機関と連携した地域安全対策を推進する。</p> <p>防犯カメラの設置にあたっては、設置を希望する地域団体等に制度の内容を理解してもらい、適切な管理・運用をしてもらう。</p>

- 消防団の充実強化 【2-1再掲】
- 自主防災組織の育成支援 【2-1再掲】
- 地域公共交通等の確保 【5-5再掲】

6-4 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

●風評被害等の防止に向けた適切な情報発信・販売対策等	
【施策分野7・10】【農林水産課】	
脆弱性評価	<p>東日本大震災からの復興及び原子力災害の影響による風評被害の払拭に向けて、検査や生産管理による安全・安心の確保、観光資源や第一次産品等の魅力等についての情報発信等に取り組んでいる。災害等の発生に伴う誤認識や消費者の過剰反応などの風評により、地域経済が甚大な影響を受けるという経験を踏まえ、市は、正確な情報をいち早く収集し、適時適切に情報発信していくとともに、風評被害の払拭に向けた粘り強い取組を通じて、戦略的・効果的な対策の手法等について検討を深めていく。</p>
推進方針	<p>東日本大震災からの復興及び原子力災害の影響による風評の払拭に向けて、検査や生産管理による安全・安心の確保、観光資源や第一次産品等の魅力等についての情報発信等に取り組む。災害等の発生に伴う誤認識や消費者の過剰反応などの風評により、地域経済が甚大な影響を受けるという経験を踏まえ、市は、正確な情報をいち早く収集し、適時適切に情報発信していくとともに、風評払拭に向けた粘り強い取組を通じて、戦略的・効果的な対策の手法等について検討を深めていく。また、相馬復興市民市場「浜の駅松川浦」の運営を通じて、風評払拭や地産地消の推進を図っていく。</p>

- 空間放射線量の監視体制の確保、市民への情報提供 【4-6再掲】
- 放射線教育の推進 【4-6再掲】
- 家畜伝染病対策の充実強化 【2-6再掲】

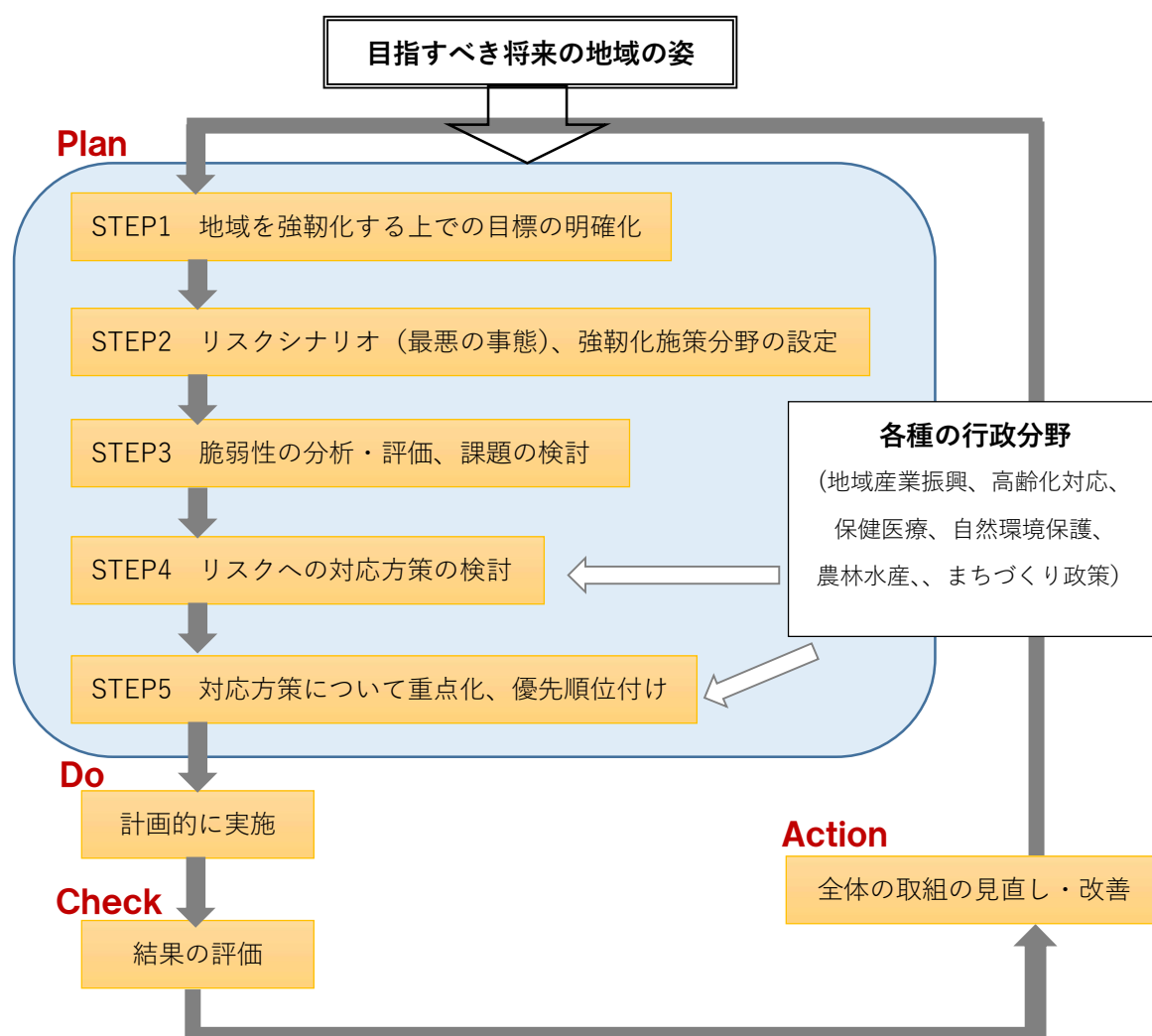
第5章 計画の推進

1 推進体制

当計画の推進については、市での横断的な取り組みの下、国土強靱化に関する情報を共有し、強靱化施策に係る進捗状況や課題等を踏まえた計画見直しを検討するとともに、国、県、関係機関、民間事業者等と緊密に連携・協力して、強くしなやかな地域づくりに取り組む。

2 進捗管理及び見直し

各施策の達成状況や進捗状況を適宜検証し、本市を取り巻く社会経済情勢の変化や本市における各種計画等との調和を勘案しつつ、PDCAサイクルによる見直しを適宜行うものとする。



卷末資料

卷末資料 1 施策分野ごとの強靱化施策

巻末資料 1 施策分野ごとの強靱化施策

※強靱化施策の文面は省略

<個別施策分野>

1 行政機能／消防等

強靱化施策	リスクシナリオ番号	担当課
■公共施設等総合管理計画の推進	1-1、3-1	財政課
■港湾施設の維持管理・防災体制の強化	1-2、4-1、4-3、5-5	商工観光課
■消防団の充実強化	2-1、5-1、6-3	地域防災対策室
■防災備蓄倉庫の適正な管理・運営	2-3、2-4、3-1、5-2	地域防災対策室
■防災拠点施設の機能確保	3-1、5-1	財政課
■防災行政無線システムの適正な管理・運用	3-1、5-1	地域防災対策室
■緊急情報の伝達手段の多重化	3-1、5-1	地域防災対策室
■福島県総合防災情報ネットワークシステムの管理・運用	3-1、5-1	地域防災対策室
■地域防災計画の修正	3-1、4-2、5-2	地域防災対策室
■業務継続計画（BCP）の修正	3-1	地域防災対策室
■ICT環境の業務継続性の確保	3-1	情報政策課
■職員の防災訓練（図上訓練・避難所開設体制の確認等）の実施	3-1	地域防災対策室
■被災家屋調査体制及び罹災証明書発行体制の整備	3-1	税務課、地域防災対策室
■災害時応援体制の構築	3-1、6-1	地域防災対策室
■空間放射線量の監視体制の確保、市民への情報提供	4-6、6-4	放射能対策室

2 住宅・都市

強靱化施策	リスクシナリオ番号	担当課
■住宅・建築物の耐震化等	1-1	建築課
■宅地の耐震化	1-1	都市整備課 ・建築課
■公営住宅等ストック総合改善事業の推進	1-1	建築課
■空家対策の推進	1-1	建築課
■公園・広場等の安全対策	1-1、1-4	都市整備課
■無電柱化の推進	1-1、1-4、2-2、2-4、2-5、 4-1、5-1、5-3、5-5	都市整備課
■浸水対策事業	1-3、1-4、2-5、5-4	下水道課
■雨水排水機場の耐震化・耐浸水化	1-3、1-4、2-5、5-4	下水道課
■公共下水道施設の計画的な改築・更新	1-3、2-3、2-6、5-4、5-5	下水道課

3 保健医療・福祉

強靱化施策	リスクシナリオ番号	担当課
■学校施設の機能強化、耐震化・長寿命化	1-1、1-2、1-4、2-3	教育委員会 総務課
■救急救命体制の整備	2-1	地域防災対策室
■地区公民館の老朽化対策	2-3	中央公民館
■避難所の開設運営	2-3	社会福祉課
■感染症予防対策の推進	2-3、2-6	保健センター
■学校管理者と連携した円滑な避難所の開設	2-3	教育委員会 総務課
■避難行動要支援者の避難対策及び福祉避難所の開設運営	2-3、5-1	社会福祉課
■避難行動要支援者の把握	2-3、5-1	社会福祉課
■災害ボランティア受入体制の確立	6-1	企画政策課

4 ライフライン・情報通信

強靱化施策	リスクシナリオ番号	担当課
■断水時の給水活動体制の整備	2-4、5-4	財政課
■防災備蓄倉庫の適正な管理・運営 (再掲)	2-3、2-4、3-1、5-2	地域防災対策室
■防災行政無線システムの適正な 管理・運用 (再掲)	3-1、5-1	地域防災対策室
■緊急情報の伝達手段の多重化 (再掲)	3-1、5-1	地域防災対策室
■福島県総合防災情報ネットワーク システムの管理・運用 (再掲)	3-1、5-1	地域防災対策室
■港湾施設の維持管理・防災体制の 強化 (再掲)	1-2、4-1、4-3、5-5	商工観光課
■再生可能エネルギーの導入拡大	5-2、5-3	企画政策課

5 経済・産業

強靱化施策	リスクシナリオ番号	担当課
■相馬工業用水道設備の強靱化	2-2、2-4、4-1、5-4	商工観光課
■企業の事業継続力強化の支援	4-1	商工観光課

6 交通・物流

強靱化施策	リスクシナリオ番号	担当課
■落石・土砂流入防止施設の整備	1-1、1-4、2-5、5-5	土木課
■防災拠点を結ぶ体系的な道路ネットワークの整備	1-1、1-2、1-3、1-4、2-2、2-4、2-5、4-1、5-5	都市整備課
■交通ネットワークの整備	1-1、1-3、1-4、2-5、4-1、5-5	土木課
■歩行者避難空間の確保	1-1、1-3、5-5	土木課
■道路施設の長寿命化	1-1、1-4、2-5、5-4、5-5	土木課
■津波避難道路等の整備	1-2、5-1	土木課
■緊急輸送道路の防災・減災対策	2-2、2-4、2-5、4-1、5-3、5-5	都市整備課
■道路管理者間の連携体制の構築	2-5、5-1	都市整備課
■地域公共交通等の確保	5-5、6-3	企画政策課
■港湾施設の維持管理・防災体制の強化（再掲）	1-2、4-1、4-3、5-5	商工観光課

7 農林水産

強靱化施策	リスクシナリオ番号	担当課
■湛水防除施設の整備等	1-3、2-5	農林水産課
■ため池の決壊等による被害の防止	1-3、2-5	農林水産課
■農業水利施設の長寿命化・防災減災	1-3、4-3	農林水産課
■ダムの維持管理・老朽化対策	1-3	農林水産課
■森林の整備及び治山施設の整備	1-4、4-5	農林水産課
■農道・林道の整備	2-5、4-3	農林水産課、 土木課
■家畜伝染病対策の充実強化	2-6、6-4	農林水産課
■水産関係施設の整備等	4-1、4-3	農林水産課
■食料生産基盤の整備（ほ場区画整理）	4-3、4-5	農林水産課
■農業用水の濁水対策	4-4	農林水産課
■耕作放棄地の発生防止と解消	4-5	農業委員会
■有害鳥獣被害防止対策の充実強化	4-5	農林水産課
■農業・林業の担い手確保と育成	4-5	農林水産課
■風評被害等の防止に向けた適切な情報発信・販売対策等	6-4	農林水産課

8 環境

強靱化施策	リスクシナリオ番号	担当課
■公共下水道施設の計画的な改築・更新（再掲）	1-3、2-3、2-6、5-4、5-5	下水道課
■家畜伝染病対策の充実強化（再掲）	2-6、6-4	農林水産課
■合併処理浄化槽への転換促進	2-6、5-4	下水道課
■空間放射線量の監視体制の確保、市民への情報提供（再掲）	4-6、6-4	放射能対策室
■災害廃棄物処理体制の強化	6-2	生活環境課

9 国土保全・土地利用

強靱化施策	リスクシナリオ番号	担当課
■河川の改修の推進・維持管理の強化等	1-3、1-4、2-4、2-5、5-1、5-4	都市整備課
■普通河川の土砂浚渫	1-3、1-4、2-5、5-4	土木課
■土砂災害防止対策の推進	1-3、1-4、2-5、5-1、5-4、5-5	都市整備課
■森林の整備及び治山施設の整備 (再掲)	1-4、4-5	農林水産課

<横断的分野>

10 リスクコミュニケーション（意識啓発等）

強靱化施策	リスクシナリオ番号	担当課
■防災教育の推進	1-1、1-2、1-4	地域防災対策室 学校教育課
■津波の一時避難場所標識の設置	1-2、5-1	地域防災対策室
■ハザードマップの作成、活用の促進	1-2、1-3、1-4、5-1	地域防災対策室
■自主防災組織の育成支援	2-1、5-1、6-3	地域防災対策室
■防災備蓄倉庫の適正な管理・運営（再掲）	2-3、2-4、3-1、5-2	地域防災対策室
■救急救命体制の整備（再掲）	2-1	地域防災対策室
■地域防災計画の修正（再掲）	3-1、4-2、5-2	地域防災対策室
■空間放射線量の監視体制の確保、市民への情報提供（再掲）	4-6、6-4	放射能対策室
■放射線教育の推進	4-6、6-4	学校教育課
■保護者への迅速で確実な情報伝達	5-1	学校教育課
■災害ボランティア受入体制の確立（再掲）	6-1	企画政策課
■防犯体制の充実	6-3	地域防災対策室
■風評被害等の防止に向けた適切な情報発信・販売対策等（再掲）	6-4	農林水産課

11 老朽化対策

強靱化施策	リスクシナリオ番号	担当課
■空家対策の推進（再掲）	1-1	建築課
■道路施設の長寿命化（再掲）	1-1、1-4、2-4、2-5、5-4、 5-5	土木課
■学校施設の機能強化、耐震化・ 長寿命化（再掲）	1-1、1-2、1-4、2-3	教育委員会総務 課
■公共施設等総合管理計画の推進 （再掲）	1-1、3-1	財政課
■公共下水道施設の計画的な改築・ 更新（再掲）	1-3、2-3、2-6、5-4、5-5	下水道課
■農業水利施設の長寿命化・防災減 災（再掲）	1-3、4-3	農林水産課
■ダムの維持管理・老朽化対策 （再掲）	1-3	農林水産課
■地区公民館の老朽化対策（再掲）	2-3	中央公民館

相馬市国土強靱化地域計画 策定・修正等の履歴

令和2年6月17日 Ver. 1.0 策定

令和5年3月31日 Ver. 1.1 修正

令和7年4月1日 Ver. 2.0 改訂

相馬市国土強靱化地域計画

相馬市総務部地域防災対策室

〒 976-8601 相馬市中村字北町 63 番地の 3
電話 : 0244-37-2121 F A X : 0244-35-4196